

東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)
地域総合治水推進計画

本編

令和7年3月

兵庫県

はじめに

【改定の趣旨】

兵庫県では、局地的豪雨などによる浸水被害を軽減するため、平成24年4月1日（一部平成25年4月1日）に施行した総合治水条例にもとづき、「河川・下水道対策」に加えて、河川や水路への流出を抑制するための「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減するための「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取り組んでいます。

一方、地球温暖化等の気候変動の影響により、全国各地で毎年のように豪雨による被害が発生しており、今後、更なる災害の激甚化、頻発化が予測される中、あらゆる関係者の協働により取り組む「流域治水」が全国的に進められています。このため兵庫県でも更なる「総合治水」の推進が求められています。

加古川流域圏では、地域住民、学識者、国、関係市町等からなる「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会」の意見を踏まえ、平成27年3月に推進計画を策定し、計画に基づき総合治水の取組を計画的かつ着実に推進してきました。

このたび、計画策定から10年を迎えるにあたり、これまでの実績、課題を整理するとともに、「高めよう加古川流域の総合治水：みんなで取り組み持続可能なミライへ！」に向けて、総合治水をより一層推進するべく計画を改定します。

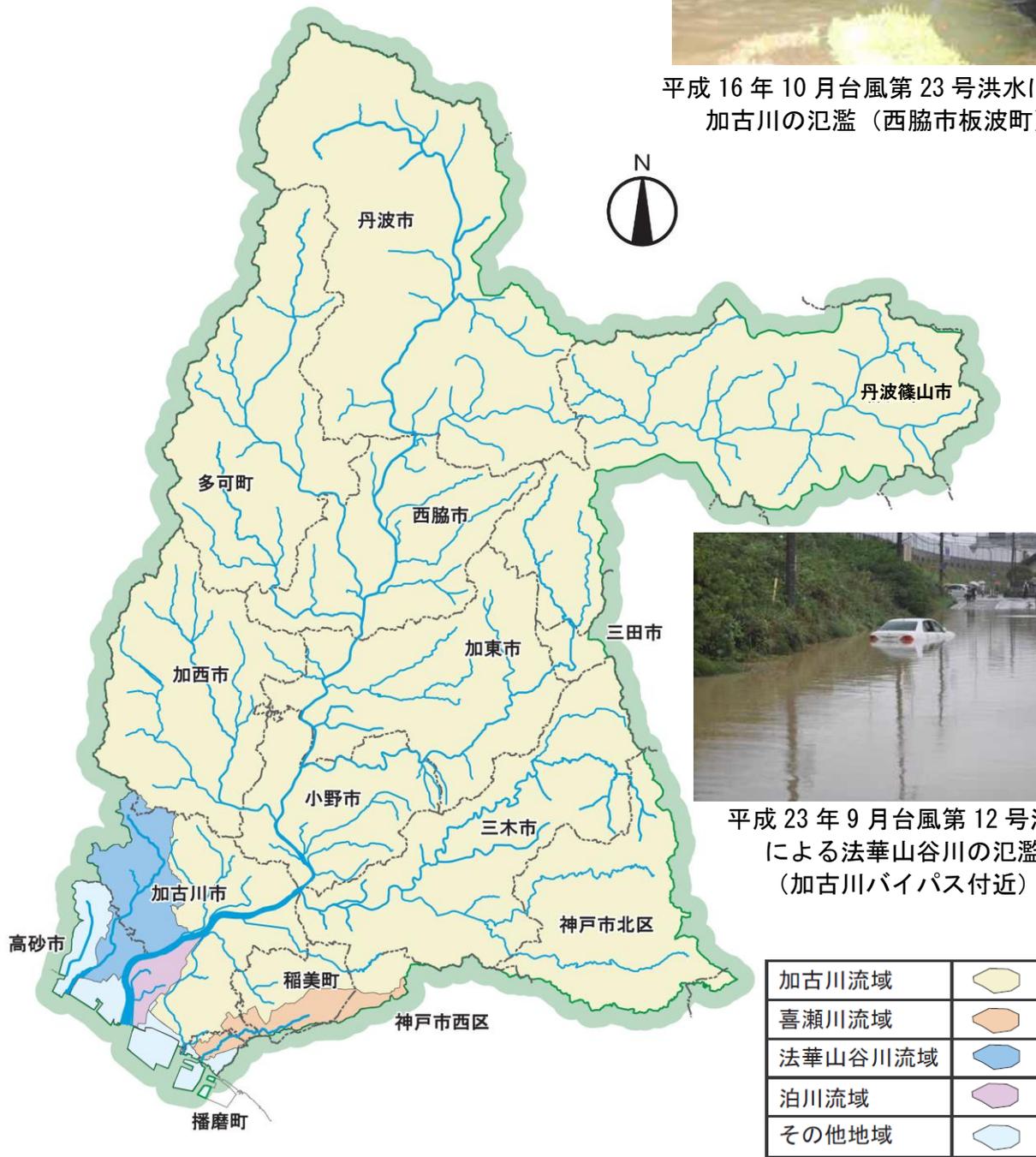
本計画は、「躍動する兵庫」の実現に向け、県が策定した「ひょうごビジョン2050」に描く「活動を支える確かな基盤」の一環として総合治水を推進するための計画です。



昭和 58 年 9 月秋雨前線及び台風第 10 号洪水による加古川の氾濫（西脇市西脇南本町）



平成 16 年 10 月台風第 23 号洪水による加古川の氾濫（西脇市板波町）



平成 23 年 9 月台風第 12 号洪水による法華山谷川の氾濫（加古川バイパス付近）

図 加古川流域圏

目 次

1	計画地域の概要	1
1-1	計画地域の概要	1
1-2	総合治水を推進していく上での課題	3
	(1) 河川対策	3
	(2) 下水道対策	3
	(3) 流域対策	3
	(4) 減災対策	3
	(5) 総括	4
2	総合治水の基本的な目標に関する事項	5
2-1	計画期間	5
2-2	基本的な目標	5
3	総合治水の推進に関する基本的な方針	6
3-1	全般	6
	(1) 主体毎の取り組み方針	6
	(2) 社会情勢の変化への対応	6
3-2	河川・下水道対策	7
	(1) 河川対策	7
	(2) 下水道対策	7
3-3	流域対策	7
3-4	減災対策	8
4	河川・下水道対策	9
4-1	河川の整備及び維持	10
	(1) 河道対策	10
	(2) 洪水調節施設の整備	16
4-2	下水道の整備及び維持	17
5	流域対策	19
5-1	調整池の設置及び保全	20
5-2	土地等の雨水貯留浸透機能の確保	21
	(1) ため池	22
	(2) 水田	24
	(3) 学校・公園、その他大規模施設	26
	(4) 各戸貯留	28
5-3	貯水施設の雨水貯留容量の確保	29
	(1) ダムの雨水貯留容量の確保及びため池の安全管理と水位低下による雨水貯留	

容量の確保	29
5-4 ポンプ施設との調整	32
5-5 遊水機能の維持	33
5-6 森林の整備及び保全	34
6 減災対策	36
6-1 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握	37
6-2 浸水による被害の発生に係る情報の伝達	39
6-3 浸水による被害の軽減に関する学習	41
6-4 浸水による被害の軽減のための体制の整備	43
6-5 訓練の実施	47
6-6 建物等の耐水機能の確保	49
6-7 集落の浸水による被害の防止	49
(1) 排水施設の設置及び機能維持	49
6-8 浸水による被害からの早期の生活再建	50
7 環境の保全と創造への配慮	51
7-1 河川環境の保全	51
(1) 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・再生	51
(2) 縦断的移動の連続性の確保	52
7-2 参画と協働による川づくり	52
7-3 森林環境の保全	52
7-4 水田・ため池環境の保全	53
7-5 グリーンインフラの取り組み	53
8 総合治水を推進するにあたって必要な事項	54
8-1 流域治水との連携	54
8-2 県民相互の連携	54
8-3 関係機関相互の連携	54
8-4 財源の確保	54
8-5 計画のフォローアップ	54
8-6 普及啓発について	55
9 モデル地区等における取り組み	56
(1) 加東市河高地区	57
(2) 西脇市黒田庄町福地地区	59
(3) 多可町加美区多田川流域	61
(4) 法華山谷川流域	63

1 計画地域の概要

1-1 計画地域の概要

東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域(以下、「流域圏」という)は、神戸市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可町、稲美町、播磨町の14市町からなり、面積約1,876km²、人口約128万人あまりである。

水系として、加古川水系、喜瀬川水系、泊川水系、法華山谷川水系がある。

地域の特徴などを踏まえつつ、行政界を基に本計画では流域圏を大きく3つのブロック(上流域ブロック、中流域ブロック、下流域ブロック)に分けることとする。

丹波地域からなる上流域ブロックは、多紀連山を含め中央分水界を有する山地が連なっており、その谷間に篠山盆地、氷上低地、柏原盆地等の平地が見られる。また、加古川上流域には河川争奪によって形成された谷中分水界があり、丹波市氷上町石生の「水分れ」は、標高95mと本州一低い中央分水界として有名である。加古川(佐治川)流域は山地であるのに対し、篠山川流域は比較的緩やかな地形となっている。

北播磨地域等からなる中流域ブロックは、中国自動車道付近を境として、その北部は山地が続くのに対し、南部は丘陵地となっている。加古川の主要な支川として、杉原川、野間川、千鳥川、東条川、万願寺川、美嚢川・志染川等が流れている。加古川中流部の貴重な地形として、「兵庫県の貴重な自然」にも選定されている「鬮竜灘」、「黒滝」、「甌穴」等がある。

東播磨地域からなる下流域ブロックは、沖積平野が広がり、加古川、喜瀬川、泊川及び法華山谷川の4つの水系がある。播磨灘沿岸には重化学工業の立地する埋立地が広がる。

- 上流域ブロック：丹波篠山市、丹波市
- 中流域ブロック：神戸市、三田市、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
- 下流域ブロック：加古川市、高砂市、稲美町、播磨町



図 1 加古川流域圏概要図

1-2 総合治水を推進していく上での課題

(1) 河川対策

流域圏では、昭和 58 年 9 月秋雨前線及び台風第 10 号洪水、平成 2 年 9 月台風第 19 号洪水、平成 16 年 10 月台風第 23 号洪水、平成 21 年 8 月集中豪雨、平成 23 年 9 月台風第 12 号、平成 23 年 9 月台風第 15 号洪水、平成 25 年 9 月 2 日前線、平成 25 年 9 月台風第 18 号洪水、平成 26 年 8 月台風第 11 号洪水、平成 26 年 8 月 16 日前線、平成 30 年 7 月梅雨前線及び台風第 7 号洪水と度重なる被害を受けており、河川整備計画に基づき、鋭意事業に取り組んでいる。しかし、河川整備計画で定めた河川改修事業の事業効果が得られるには、物理的・社会的・財政的な視点から見て長期間を要する。また、整備の完了した河川管理施設等についても、施設の老朽化が進行しており、計画的な修繕や更新が必要である。

(2) 下水道対策

下水道整備は、市町がそれぞれの下水道計画に基づき進めているが、年超過確率 1/3～1/10 で発生する規模の降雨（40.0～50.0mm/hr 程度）に対する整備には、膨大な事業費と期間を要する。さらに、近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水のみならず、整備途上段階での施設能力を超える洪水には対応できない。

計画規模を上げるためには、既存施設の根本的な更新が必要であり、膨大な事業費と期間を要する。

(3) 流域対策

流域対策は、雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透する機能を強化することにより、流出量を低減させるものである。流域対策の一つひとつの取り組みの効果は限定的であるが、広く取り組むことで、一定の効果が期待できる。近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、様々な土地・施設の所有者・管理者が、効果的な取り組みとなるよう更なる連携を図り、対策を行うことが重要である。

また、計画地域の大半を占める森林は、雨水貯留による洪水流出抑制機能や土砂流出防止などの公益的機能を有しているが、木材価格の低迷により、間伐などの適切な施業がなされていない森林の増加とシカによる下層植生の食害が拡大していることから、森林が本来有する保水能力の低下が懸念されている。

(4) 減災対策

近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が発生し、河川から洪水が溢れ出て沿川の県民や家屋等に被害が生じることが考えられる。また、洪水氾濫による被災の経験が近年少ないなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、更なる被害が生じることが考えられる。

このことから洪水時に県民が適切に避難できる環境を整えるため、平常時から県民がハザードマップ等により水害リスクを認識することが重要であり、今後は、内水浸水想定区域図等の更なる情報の充実が望まれている。

また、超高齢社会の到来による要配慮者の増加などにより、地域コミュニティによる「自助」「共助」といった地域の防災力について課題が生じており、これら近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。

人的被害や県民生活、社会経済活動への深刻なダメージを回避・軽減するため、河川・下水道対策や流域対策を着実に進めることとあわせて、流域市町や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実が求められている。

(5) 総括

流域圏では、河川改修が進められ、河道内で一定の洪水を流すことが可能となっており、今後も河川改修を継続することで、さらに治水安全度を向上させることが必要である。

また、下流の低平地部のみならず、中上流域ブロックでも内水による浸水被害が発生している。特に、下水道整備の対象でない河川周辺における内水による浸水被害の危険性が高まっている。

また、低平地部の下流域ブロックは、都市化が進行し、浸水すると甚大な被害が発生する可能性が高い地域であることから、今後も継続して河川・下水道対策を実施するとともに、下水道整備の対象でない地区においても、浸水被害を軽減していく必要がある。

以上のように、これまでの河川・下水道対策「ながす」に加え、雨水の一時的な貯留や地下への浸透等の流域対策「ためる」や、浸水した場合に被害を軽減する減災対策「そなえる」を地域の特性や課題に応じ、効果的に組み合わせ、計画地域全体で更なる総合治水の推進が必要である。

2 総合治水の基本的な目標に関する事項

2-1 計画期間

計画の期間は、令和6年度から概ね10年間とする。

総合治水は、浸水被害軽減を目指して、多様な主体が連携して、多岐にわたる取り組みを継続するものであることから、概ね10年後を見据えて、共通の認識を持って取り組むこととする。

2-2 基本的な目標

計画地域全体の防災力の向上を目指し、水害から命と暮らしを守ることを目標として、下記の対策を組み合わせた総合治水を推進する。

また、各主体が明確な意思のもとで総合治水に一丸となって取り組むよう、具体的な目標数値の設定に努めるものとする。

■ 『ながす』：河川・下水道対策

河川対策について、国、県及び市町は、河川整備計画に位置付けた計画に対して、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標として、河道改修や洪水調節施設の整備を行うとともに、緊急的な対策や修繕工事、計画的な老朽化対策等の適切な維持管理を実施する。

また、下水道対策については、市町がそれぞれの下水道計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標として、緊急的な対策や修繕工事、計画的な老朽化対策等の適切な維持管理を実施する。

■ 『ためる』：流域対策

県、市町及び県民は、河川、下水道や水路等への雨水の流出を抑制し、溢水等による浸水被害を軽減することを目標として、浸水被害が頻発している地域を中心に、計画地域内のそれぞれの地域に応じた流域対策を実施する。

実施にあたっては、各地区において、効果的な取り組みとなるよう連携を図るとともに、様々な土地・施設の所有者・管理者それぞれが実施可能な対策を積み上げていくよう継続した対策の更なる推進を図る。

■ 『そなえる』：減災対策

河川・下水道対策と流域対策を講じても計画規模を上回る洪水や整備途上での施設能力を超える洪水により、甚大な浸水被害が発生することも想定される。このため、人的被害の回避・軽減を最優先とし、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避・軽減することを目標として、避難対策に重点的に取り組むとともに、建物の耐水化など被害を小さくする取り組みや、被災しても県民生活等が早期に再建する取り組みを進める。

3 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1 全般

(1) 主体毎の取り組み方針

国、県、市町は、河川や下水道の整備・維持を行うことはもちろんではあるが、互いに連携を図りながら、県民と協働して流域対策、減災対策を推進する。

特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂災害対策や、高潮、津波対策、インフラメンテナンス等については各分野別計画等に基づき実施する。

県民は、自ら流域対策や減災対策に取り組むよう努め、行政が実施する総合治水に関する施策に協力する。

- 県の責務 …… 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施。
- 市・町の責務 …… 各地域の特性を生かした施策の策定・実施。
- 県民の責務 …… 雨水の流出抑制と浸水発生への備え。

行政が実施する総合治水に関する施策への協力。

国は、河川管理者として、総合治水の推進について、県及び市町と連携していく。

(2) 社会情勢の変化への対応

浸水被害の発生、法改正等の社会情勢の変化、気候変動への対応等を踏まえた新たな取組について、国、県、市町及び県民が連携、協力し、取り組みを推進する。現在、気候変動への対応の一環として、「特定都市河川浸水被害対策法（令和3年改正）」に基づく特定都市河川の指定及び流域水害対策計画の策定について、国、県、市町が参画する加古川水系流域治水協議会で検討中であり、本計画地域においても、検討結果を踏まえた取り組みを進めていく。

また、現在、世界中で持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みが進められている。総合治水の推進においては、この目標達成に寄与するように各対策を実施する。

さらに、人口減少や高齢化を踏まえて、防災力の更なる向上に向けた、防災の担い手の育成や施設管理操作の遠隔化・自動化、浸水センサを用いたセンサーネットワークによる水害リスクの情報共有などのIoTを活用した「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進に努める。

3-2 河川・下水道対策

(1) 河川対策

国は、河川環境に配慮しながら、計画期間を30年間とする「加古川水系河川整備計画（国管理区間）」に基づき、整備及び維持管理を行う。また、浸透に対する安全性が確保されていない堤防については、質的な安全性の向上に努める。

県、市町は、それぞれが管理する加古川、喜瀬川、法華山谷川などの河川整備計画等に基づいて、河川の整備及び維持を行う。

河川整備は、これまでの洪水被害等の各河川の特性を踏まえ、計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、築堤、河床掘削等のうち、本計画期間内で実施し得る整備を着実に実施する。なお、河川の整備、維持にあたっては、河川環境等に特に留意した上で実施する。なお、市町が管理する河川については、適切に河川改修及び維持管理を行う。また、整備の必要性・効果等が県民に理解されるよう広報に努める。

(2) 下水道対策

市町は、それぞれの下水道計画に基づき、年超過確率1/5～1/10程度の規模の降雨（42.0～57.8mm/hr）に対して浸水を生起させないための整備及び維持を行う。また、整備の必要性・効果等が県民に理解されるよう広報に努める。

近年、集中豪雨による浸水被害が多発しており、雨水の排除のみの対策だけでは限界にきている。このため、県及び市町は、雨水排水施設等の整備に要する期間及び効果を勘案し、雨水貯留施設等を効果的に組み合わせるなどの方策にも取り組む。

3-3 流域対策

河川・下水道対策を講じても計画規模を上回る洪水や整備途上での施設能力を上回る洪水により、甚大な浸水被害が発生することも想定される。

特に、下流の低平地部のみならず、中上流域ブロックでも河川周辺における内水被害が発生している。また、下流域ブロックは、都市化が進行し、浸水すると甚大な被害が発生する可能性が高い地域である。

このため、県、市町及び県民は、各流域ブロックの特性に応じて、ため池や水田、学校、公園などを活用した雨水貯留浸透機能により、地先での浸水被害の軽減や、河川・下水道などへの雨水の流出を抑制し、森林の整備及び保全により、保水機能等を確保し、雨水の流出を抑制する。さらに、国、県、市町及び県民は、豪雨時の土砂流出による河道埋塞を防止するため、砂防・治山施設や森林の適正な管理に努める。

また、国は、県、市町及び県民が進める流域対策がより効果的かつより効率的に実施できるよう、適宜技術的な助言等を行う。

3-4 減災対策

河川・下水道対策と流域対策は、時間と費用を要する上、できる限りの対策を実施しても、対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、日頃から十分に備えをしておくことが重要である。特に、洪水氾濫による被災の経験が近年少ないなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、洪水時に県民が適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から県民が水害リスクを認識することが重要である。

また、国、県及び市町、県民は、近年、気候変動に起因して集中豪雨が多発する傾向があることから、超過洪水により、河川から洪水があふれ出る可能性があることを十分に認識しなければならない。

さらに、超高齢社会の到来による要配慮者の増加などにより、地域コミュニティによる「自助」「共助」といった地域の防災力について課題が生じていることから、近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化と防災意識の向上を図り、国、県及び市町と県民で連携して減災対策に取り組む必要がある。

そこで、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避・軽減するため、災害に強いまちづくり、災害にあわない暮らし方の取り組みとして、地域と協力の上、水害が発生した場合でも被害を小さくする、浸水が想定される区域の指定や訓練の実施などの対策を進める。

また、災害予防や災害発生時の避難対策等については、災害対策基本法に基づき市町が定める地域防災計画の中で具体的に述べられており、本推進計画で記載する内容と整合し、かつ連動する必要があるため、必要に応じ、地域防災計画へ反映させる。

4 河川・下水道対策

流域圏においては、一級河川、二級河川を管理しそれぞれの河川対策を実施する国、県等と、準用河川・普通河川の管理と下水道（雨水）対策等を実施する市町が、効果的に連携しながら治水対策に取り組む。

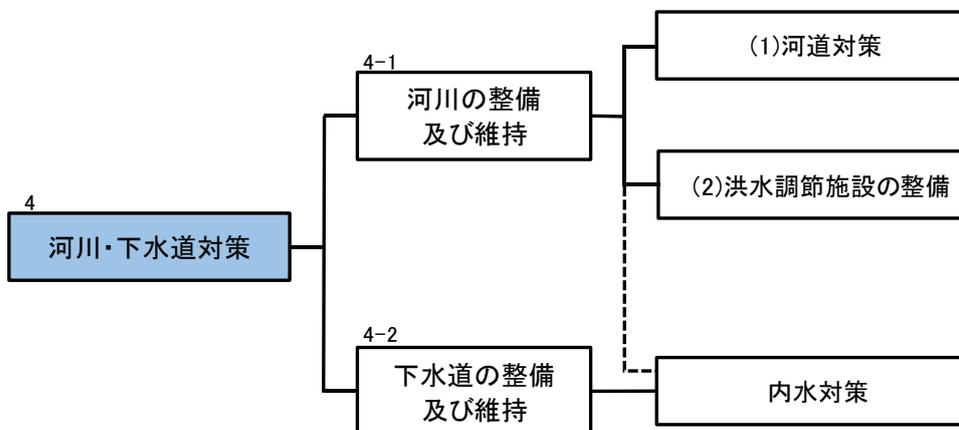


図 2 河川・下水道対策の体系

4-1 河川の整備及び維持

(1) 河道対策

1) 河川整備計画に基づく計画的な取り組み

国及び県、市町は、緊密に連携・調整を図り、それぞれが管理する河川について、河川整備計画等に位置付けた計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、事業の必要性・効果等を県民に理解されるよう広報に努め、築堤、掘削等の事業を着実に推進する。また、河川の特長・整備の段階を考慮し、現状の施設が機能低下しないよう、計画的かつ適切な維持管理を行う。

表 1 河川整備計画の目標とする洪水等

区分	河川名	整備の目標とする洪水等	備考
上流域 ブロック	加古川	昭和 58 年 9 月台風第 10 号	
	篠山川		
	東条川	平成 16 年 10 月台風第 23 号	
中流域 ブロック	加古川	昭和 58 年 9 月台風第 10 号	畑谷川合流点 ～篠山川合流点
	加古川	平成 16 年 10 月台風第 23 号	畑谷川合流点下流
	美囊川		
	淡河川		
	千歳川		
	万勝寺川		
	東条川		
	大谷川		
	杉原川		
思出川			
下流域 ブロック	加古川	平成 16 年 10 月台風第 23 号	
	曇川	昭和 58 年 9 月台風第 10 号	
	別府川		
	水田川	平成 2 年 9 月豪雨	
	喜瀬川	年超過確率 1/30 程度の洪水	
	法華山谷川	平成 23 年 9 月台風第 12 号	
	善念川		

表 2 加古川水系の今後 10 年間の河川改修

区分	河川名	整備区間	延長 (km)	主な整備内容	位置 番号	備考
上流域 ブロック	加古川	横田救急内水排水機場	—	排水機場機械設備、電気設備等老朽化対策	①	県管理区間
		稲継救急内水排水機場	—	排水機場機械設備、電気設備等老朽化対策	②	
		北和田救急内水排水機場	—	排水機場機械設備、電気設備等老朽化対策	③	
	篠山川	曾地川合流点付近～明永橋付近	4.87	掘削、護岸 他	④	
東条川	[篠山工区] 神山川合流点～月江川合流点	1.9	築堤、護岸 他	⑤		
中流域 ブロック	加古川	[西脇工区] 堀町～福地川合流点付近	3.1	河床掘削 他	⑥	県管理区間
		[蒲江工区] 福地川合流点付近～畑瀬橋上流付近	2.5	築堤、河床掘削 他	⑦	
	美囊川	城山橋～志染川合流点	2.5	築堤、護岸、河床掘削	⑧	
	淡河川	万代橋～尼谷川合流点付近	2.5	河床掘削、河道拡張、護岸 他	⑨	
	千歳川	西上野橋上流約 220m～法定河川上流端	2.2	護岸、河床掘削 他	⑩	
	東条川	[小野下流工区] 小野大橋～六ヶ井堰	2.5	護岸、橋梁改築、河床掘削 他	⑪	
		[小野上流工区] 六ヶ井堰～大畑川合流点	6.4	護岸、井堰改築、河床掘削 他		
	杉原川	[西脇工区] 豊川橋下流～郷瀬町	1.3	護岸、井堰改築 他	⑫	
	思出川	西脇排水機場	—	排水機場機械設備、電気設備等老朽化対策	⑬	
		杉原川合流点～支援学校下流	1.3	護岸、河床掘削 他	⑭	
	加古川	来住・大島地区 (16.2k～18.6k)	2.4	河床掘削・築堤	⑮	
		社・河合地区 (26.6k～28.4k)	1.8	河床掘削、築堤、堰改築、橋梁改築	⑯	
		社・河合地区 (28.4k～30.6k)	2.2	河床掘削、築堤	⑰	
社・滝野地区 (30.7k～32.5k)		1.8	堤防整備	⑱		
滝野・多井田地区 (32.5k～33.8k)		1.3	河床掘削、堤防整備	⑲		
滝野・多井田地区 (33.8k～35.0k)		1.2	河床掘削、堤防整備、橋梁改築	⑳		
多井田地区 (35.0k～36.4k)		1.4	河床掘削、築堤	㉑		
東条川	東条地区 (0.0k～2.0k)	2	河床掘削、築堤	㉒		
下流域 ブロック	加古川	高砂・尾上地区 (-0.2k～2.8k)	3	河床掘削、築堤	㉓	国管理区間
		古新地区 (2.8k～3.8k)	1	河床掘削	㉔	
		平荘地区 (3.8k～6.2k)	2.4	河床掘削、堰改築	㉕	
		平荘地区 (6.2k～9.8k)	3.6	河床掘削	㉖	
	別府川	[上流工区] 加古川市加古川町美乃利～神野町西之山	1.27	護岸、橋梁改築 他	㉗	県管理区間
	水田川	播磨町北本荘～加古川市平岡町中野	0.95	河床掘削 他	㉘	

※国管理区間（加古川水系整備計画（国管理区間）平成 23 年 12 月より） ※県管理区間は、ひょうごインフラ整備プログラムより記載

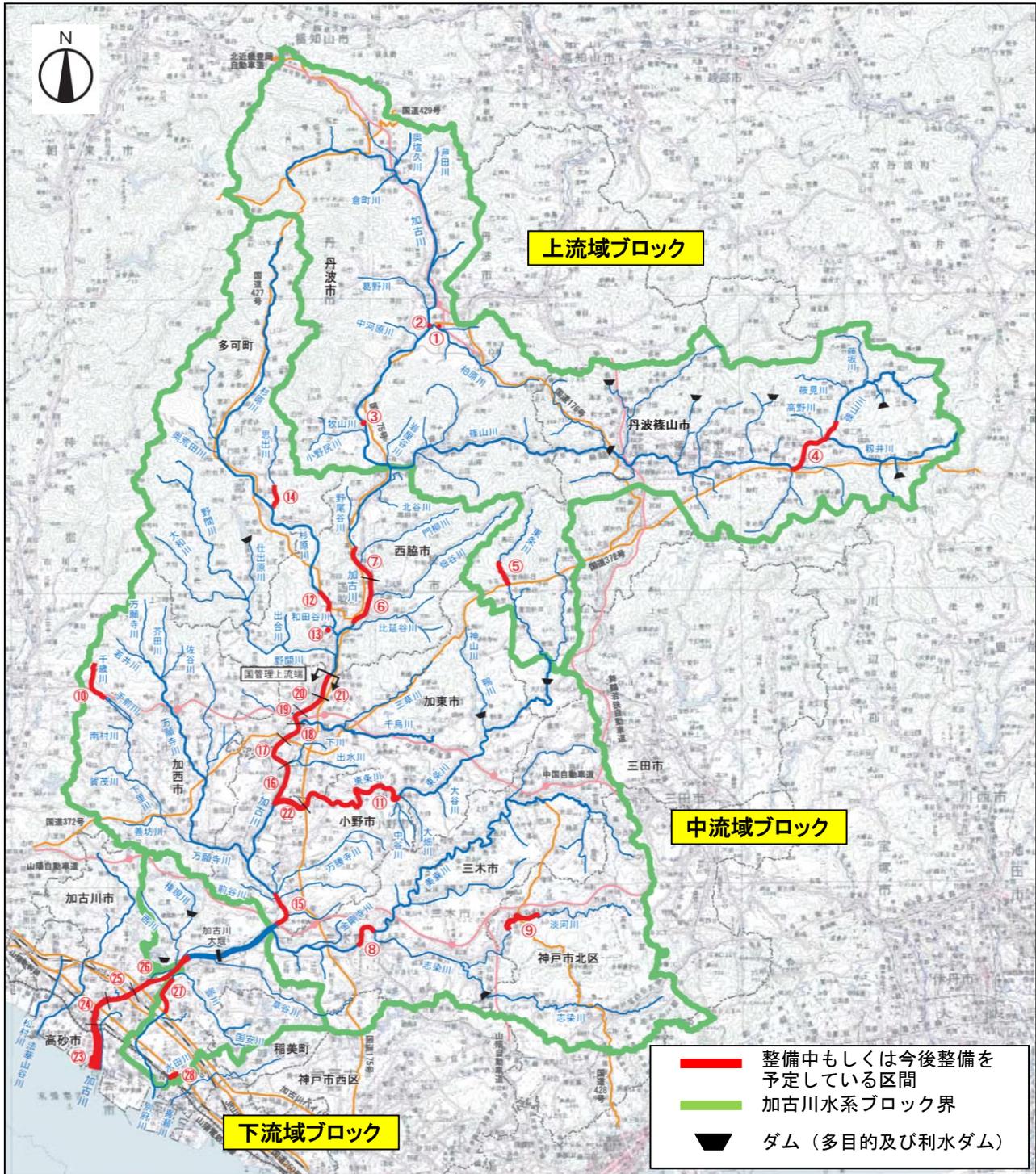


図 3 加古川水系の今後 10 年間の河川改修区間

表 3 喜瀬川水系の今後 10 年間の河川改修

河川名	整備区間	延長 (km)	主な整備内容	位置番号
喜瀬川	JR 山陽本線橋梁直上流～新川池余水吐下流	0.94	河床掘削、橋梁改築 他	①

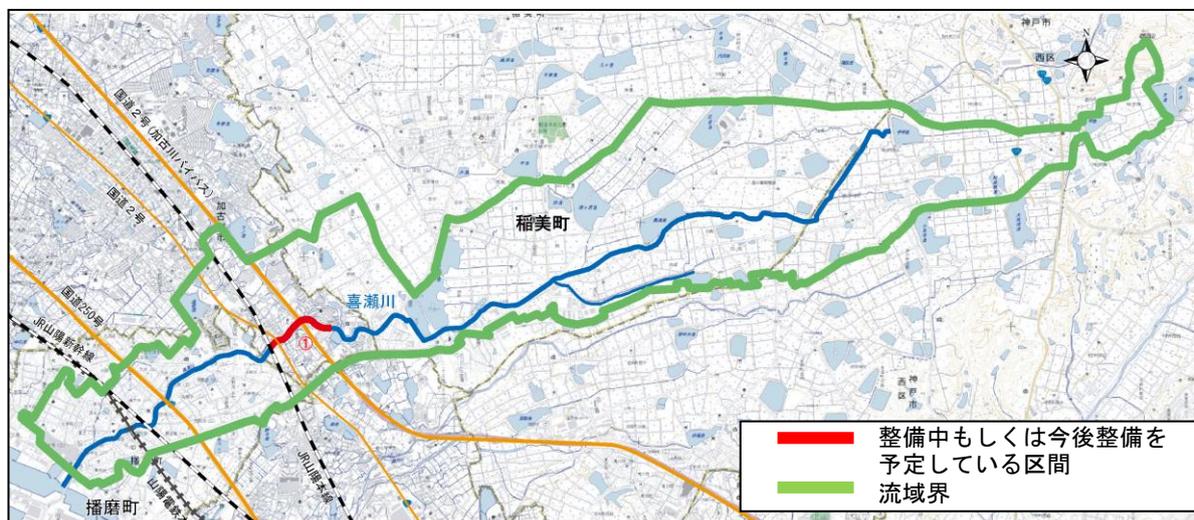


図 4 喜瀬川水系の今後 10 年間の河川改修区間

表 4 法華山谷川水系の今後 10 年間の河川改修

河川名	整備区間	延長(km)	主な整備内容	位置番号
法華山谷川	高砂市荒井町千鳥～加古川市志方町畑	約 13.3	築堤、引堤、河床掘削、橋梁・井堰の改築	①

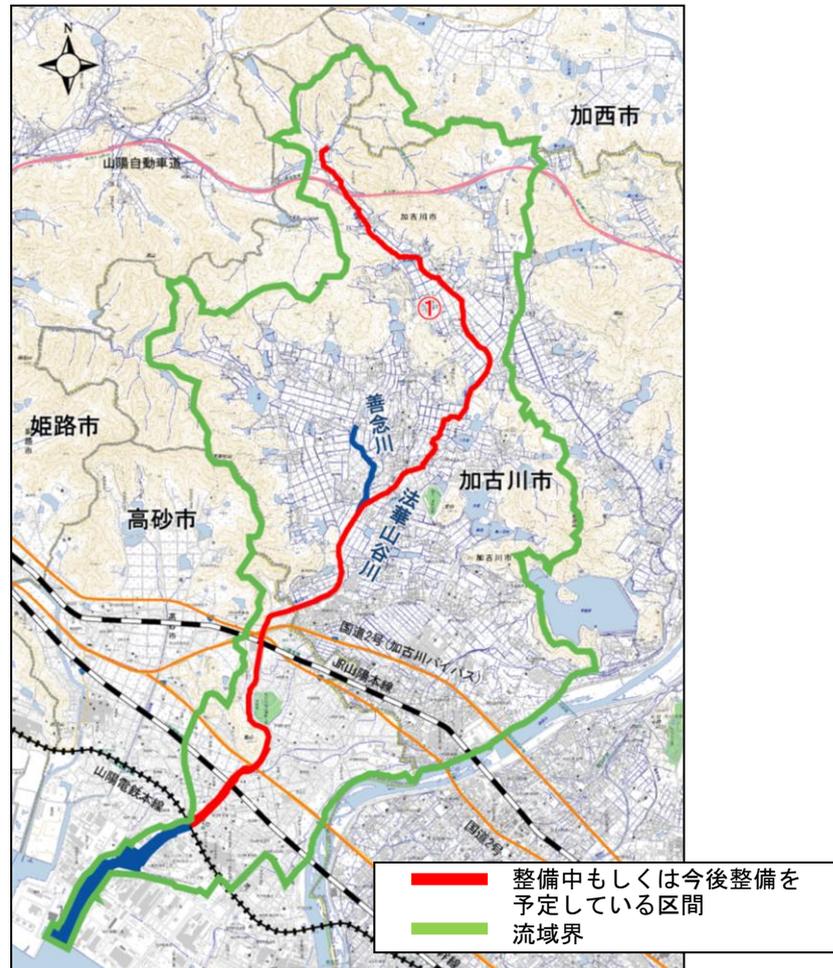


図 5 法華山谷川水系の今後 10 年間の河川改修区間

【泊川水系】

これまでの事業において河川改修が完了していることから、県及び市は、洪水時に河川管理施設が十分に機能するよう、必要に応じた堆積土砂の撤去により洪水が安全に流下できるようにする等、適切な維持管理を行う。

【松村川水系（準用河川）】

高砂市が管理する準用河川松村川流域は、これまでに大きな浸水被害を受けており、近年は平成 16 年の台風第 23 号により床下浸水 23 戸及び道路浸水、平成 23 年の台風第 12 号では床上浸水 123 戸、床下浸水 1,026 戸、道路冠水及び山陽電気鉄道の軌道が浸水し、不通となるなど大きな被害が発生している。しかし、治水対策として平成 26 年から令和 16 年の 21 箇年で河道整備を完了する予定である。

表 5 松村川水系の今後 10 年間の河川改修

河川名	整備区間	延長 (km)	主な整備内容	位置番号	備考
松村川	高砂市曾根町（松陽橋）～高砂市松陽 1 丁目（松村橋）	0.864	河床掘削、護岸整備、橋梁架替	①	市管理区間
	高砂市曾根町（曾根港）～高砂市曾根町（松村川排水機場）	0.5	防潮堤整備	②	

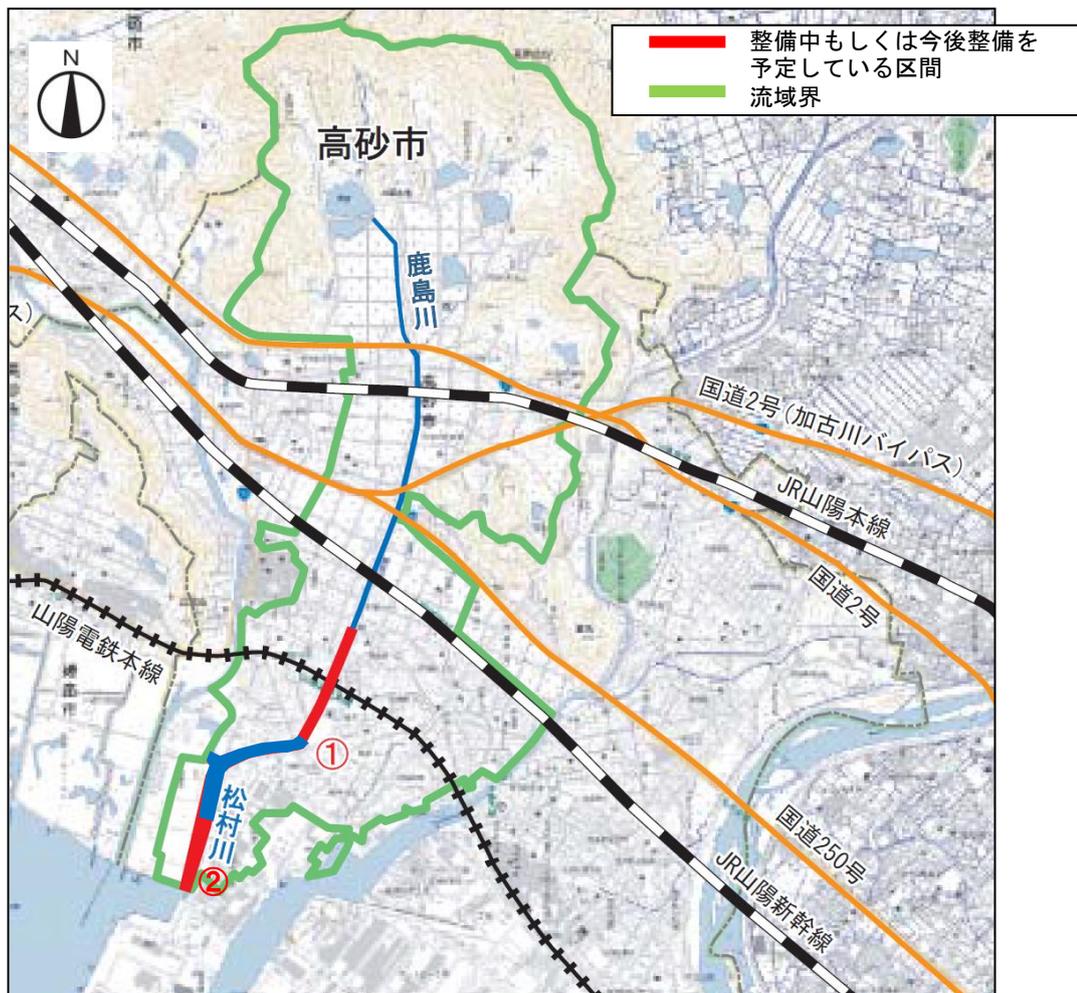


図 6 松村川水系の今後 10 年間の河川改修区間

(2) 洪水調節施設の整備

県は、以下に示す管理施設について、治水効果が確実に発揮されるよう適切な運用・管理を行う。また、みくまりダムについては、事前放流を実施している。

(5-3 貯水施設の雨水貯留容量の確保 参照)

表 6 流域圏の洪水調節施設

ダム等名	水系名	河川名	形式	目的		流域面積 (km ²)	湛水面積 (ha)	総貯水容量 (千 m ³)	所管
みくまりダム (所在地： 篠山市三熊)	加古川	三熊川	重力式コンクリート	多目的	洪水調節 水道用水 不特定	1.66	0.056	380	丹波土木事務所
手前川調節池 (所在地： 加西市北条町)	加古川	手前川	—	洪水調節		—	3.3	32.4	加東土木事務所

出典：「ダム年鑑(2017)」、「平成 24 年度兵庫県水防計画」、「ひょうごのダム」



図 7 みくまりダム（丹波篠山市）

4-2 下水道の整備及び維持

流域圏では、14 市町の加古川流域関連公共下水道、単独公共下水道において、雨水整備が実施されている。市町は、それぞれの下水道雨水計画に基づき、整備目標規模に対する浸水解消のため、事業の必要性・効果等が県民に理解されるよう広報に努め、下水道の整備を推進するとともに、計画的かつ適切な維持管理を行う。

また、浸水被害が頻発する地域では、雨水排水施設等の整備に要する期間及び効果を勘案し、貯留管や貯留槽など雨水貯留施設等を効果的に組み合わせた施策を検討するなどの取り組みを進める。

加古川市では、下水道対策として、下水管渠の負担軽減及び浸水被害軽減のため、加古川駅南の寺家町周辺地区防災街区整備事業で整備する道路下に貯留槽の設置をしている。

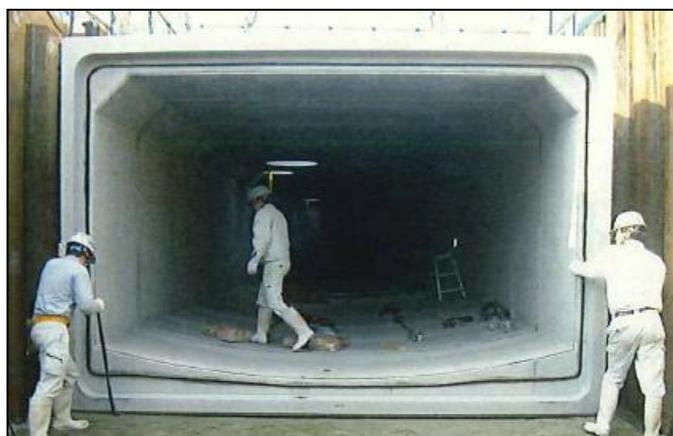


図 8 貯留槽（加古川市）

表 7 市町の公共下水道事業（雨水計画）の今後 10 年間の取り組みについて

区分	市町	下水道の種別	雨水計画 区域面積	主な整備内容
中 流 域 ブ ロ ッ ク	神戸市	加古川流域関連 公共下水道	1012.0ha	浸水実績に応じ雨水幹線等を整備
	西脇市	加古川流域関連 公共下水道	884ha	野村地区で検討
		特定環境保全公共 下水道	500ha	黒田庄町前坂地区、黒田庄田高地区での効果確認し必要に応じ実施
	三木市	加古川流域関連 公共下水道	1325.5ha	老朽化対策の実施を検討
		単独公共下水道	190ha	老朽化対策の実施を検討
	小野市	加古川流域関連 公共下水道	921.5ha	管渠整備
	加西市	加古川流域関連 公共下水道	498.6ha	雨水渠整備
多可町	単独公共下水道	194ha	管渠整備	
下 流 域 ブ ロ ッ ク	加古川市	加古川流域関連 公共下水道(合流)	1,107.2ha	管渠及びポンプ場の改築・更新
		加古川流域関連 公共下水道(分流)	2,356.5ha	管渠整備、ポンプ場の改築・更新
	高砂市	加古川流域関連 公共下水道	672ha	管渠整備
		単独公共下水道	731ha	耐震補強（ポンプ場）
	播磨町	加古川流域関連 公共下水道	528ha	ポンプ場の新設・更新

5 流域対策

流域対策として、各ブロックの特性を踏まえた対策を推進することとし、ため池や水田を活用し、現状に加えて実施可能な雨水貯留機能の向上に努めることにより、地先での浸水被害の軽減や、河川や下水道などへの雨水の流出を抑制する。

このほか、学校、公園、官公庁、大規模店舗及び大規模公共施設などの駐車場等においても、雨水貯留浸透機能の確保に努める。

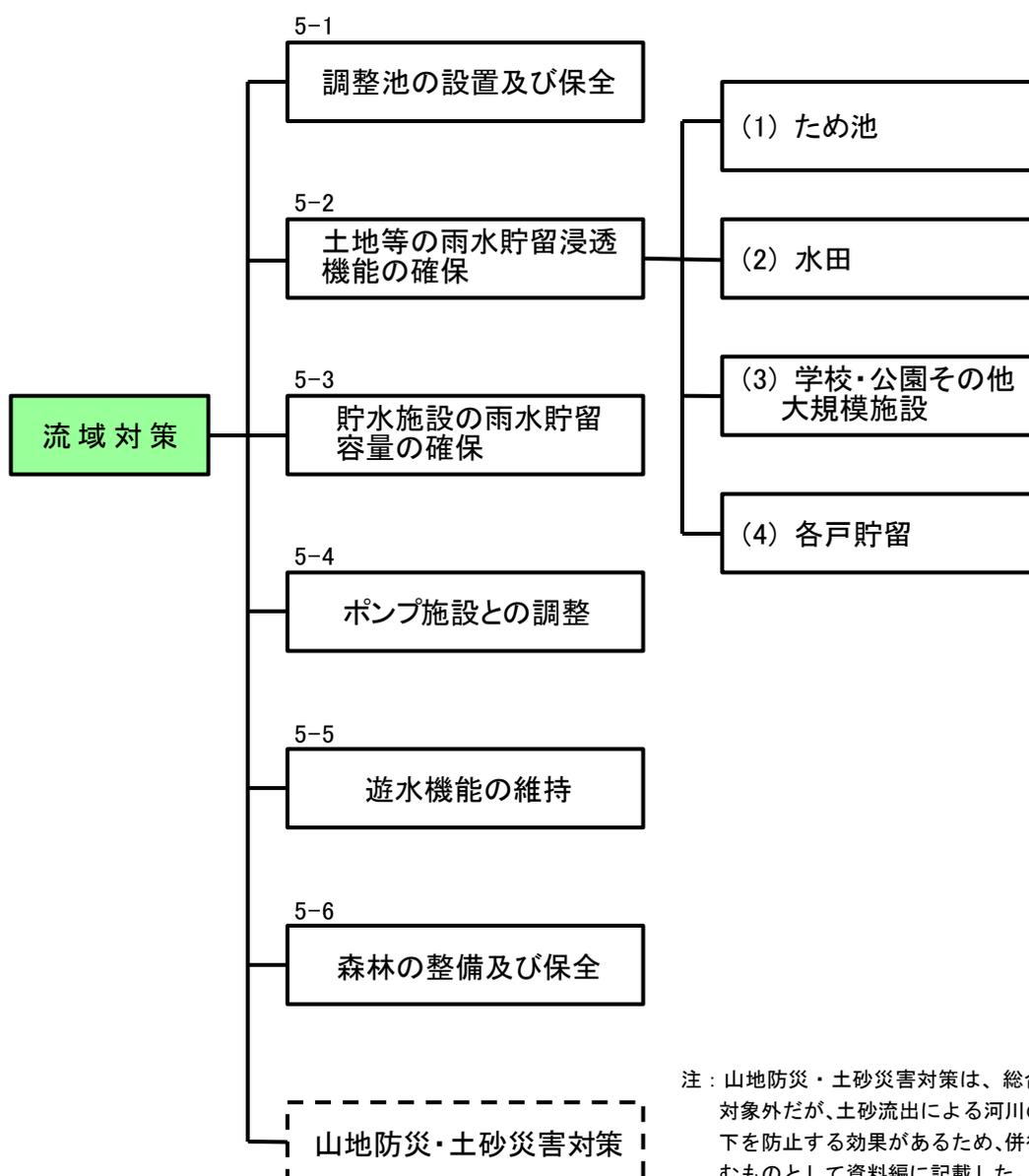


図 9 流域対策の体系

5-1 調整池の設置及び保全

総合治水条例を施行するにあたり、県、市町及び県民が流域における流出抑制に取り組む中、調整池が廃止される場合や適切に維持管理がなされない場合は、下流で浸水被害が発生するおそれが増大する。そのため、条例に「調整池の設置・保全」を明記し、調整池の管理者に対して雨水の流出抑制機能を維持するための適切な管理を行うことを求め、流出増を伴う1ha以上の開発行為を行う者に対し、技術基準に適合する調整池（重要調整池）の設置を義務づけている。



図 10 調整池



図 11 ケーズデンキ氷上店の
地下雨水貯留槽

表 8 調整池設置指導に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	県	<ul style="list-style-type: none"> 流出増を伴う1ha以上の開発に対し、重要調整池の設置を義務付けている。 雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の同意を得た上で、指定調整池として指定に努める。
	施設所有者・管理者	<ul style="list-style-type: none"> 調整池の管理者は、その機能維持と適正な管理を行う。
取り組みを実施する市町	丹波市	<ul style="list-style-type: none"> 丹波市開発指導要綱により、1ha未満の開発事業については、防災マップ等の浸水想定区域から、排水施設の整備、調整池の設置を指導する。
	神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 0.3ha以上～1.0ha未満の流出増をもたらす開発に対する洪水調整池の設置を指導する。
	西脇市	<ul style="list-style-type: none"> 1ha以上の開発の場合は、北播磨県民局加東土木事務所と協議するよう促す。
	小野市	<ul style="list-style-type: none"> 1ha以上の開発の場合は、北播磨県民局加東土木事務所と協議するよう促す。
	加古川市	<ul style="list-style-type: none"> 公共公益施設整備基準により調整池の設置に関し協議する。

5-2 土地等の雨水貯留浸透機能の確保

雨水貯留、地下浸透の取り組みは、実施箇所が多いほど貯留浸透の効果が高くなるため、県、市町及び県民自らが、浸水被害軽減の必要性を認識し、できるだけ多くの箇所で実施することが望ましい。

このため、県、市町及び県民は、「雨水貯留浸透機能に係る指針」(平成 24 年 11 月, 兵庫県)を参考として、自然豊かな流域圏の森林・水田・ため池など地域に備わっている雨水貯留浸透機能を保全、活用するとともに、学校・公園などを活用し、雨水貯留浸透機能の確保に努める。

(1) ため池

ため池は、農業用水の確保を目的として造られた施設であるが、大雨時にはため池流域からの流出量が一時的に抑制されることから、雨水貯留機能を果たす場合もある。

このため、ため池を今後とも健全な状態で保全することが重要であるとともに、洪水吐の改良などにより、雨水貯留浸透機能の確保・向上が期待される。

なお、ため池の決壊により、人命に被害を及ぼすおそれのあるため池については「防災重点農業用ため池に係る防止工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年10月）により「防災重点農業用ため池」に指定し、県及び市町は決壊リスクが高いものから優先的に改修などの整備を進めている。

表 9 ため池の雨水貯留に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	県	<ul style="list-style-type: none"> ・流域内ではため池の改修に併せて、洪水吐の一部切り下げや事前放流施設の整備を進める。 ・県・市町が連携し、ため池管理者講習会等により、雨水貯留浸透機能の重要性について、十分な周知を図り、ため池の適正管理や事前放流に係る啓発を行う。 ・ため池改修にあたって、雨水貯留機能を備える技術的助言・指導を行う。 ・雨水貯留浸透機能が特に必要と認めるため池を、所有者等の理解を得ながら、指定雨水貯留浸透施設として指定に努める。
	施設所有者・管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池が持つ貯留機能を健全に保全するために適切に管理する。
丹波篠山市		<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理や事前放流について啓発を行う。
丹波市		<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理や事前放流について啓発を行う。
神戸市		<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理を依頼する。
三田市		<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理を依頼する。
西脇市		<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理を依頼する。
三木市		<ul style="list-style-type: none"> ・取水施設の改修にあたっては、洪水吐の一部切り下げや緊急放流施設の設置を指導する。
小野市		<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理を依頼する。
加西市		<ul style="list-style-type: none"> ・取水施設の改修にあたっては、洪水吐の一部切り下げや緊急放流施設の設置を指導する。
加東市		<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理を依頼する。
多可町		<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理を依頼する。 ・多面的機能支払交付金事業を活用し、ため池の雨水貯留に関する取り組みを推進する。

表 9 ため池の雨水貯留に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
加古川市		<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理を依頼する。 ・取水施設の改修にあたっては、洪水吐の一部切り下げや緊急放流施設の設置を指導する。
高砂市		<ul style="list-style-type: none"> ・取水施設の改修にあたっては、洪水吐の一部切り下げや緊急放流施設の設置を指導する。
稲美町		<ul style="list-style-type: none"> ・取水施設の改修にあたっては、洪水吐の一部切り下げや緊急放流施設の設置を指導する。 ・ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理を指導する。
播磨町		<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者講習会等により、ため池管理者に適切な管理を依頼する。

表 10 ため池の改修箇所

対象	実施主体	今後の改修箇所
県		<p>(事前放流設備の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水谷新池、浜谷池、山谷池、山南大池、大谷新池、頓行司池 (洪水吐切下) ・真南条宮ノ奥池、大内池、八王寺池 (洪水吐切下や事前放流設備の検討) ・北池、上池、奥野池、明楽寺奥池、杉名谷奥池、福井土池、新田谷池、ウテビ池、長谷新池、長須上池、馬場中ノ池、勸請池、水谷口池、雁谷池下、東田奥の池上、東田中池下、保木古池、大村皿池、下鹿野谷池、風呂ヶ谷池、樫谷3号池、五領ヶ谷池、成池、宮ヶ谷池、西四ツ池、中四ツ池、東四ツ池、北池、中ノ池、トクペー中池、二番目池、田畑奥池、西谷池、真谷大池、藤五郎池、鷲谷新池、二ノ谷池、大門大池、小屋谷池、スゲ谷池、新宮池、原大池、上の池、新池、谷郷池、野々池、布池、七ツヶ谷池、青池、入ヶ池、サザ池 (未定) ・平穏池、萩原下池、汁谷池、大池、小谷池、奥谷池、萩原上池、小谷池、水阪上池、東谷池、鍋塚池、多田野池、千代田池、野瀬大仙池
西脇市		<p>(事前放流設備の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寺池、五領池
三木市		<p>(洪水吐切下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順礼堂池、アスカ谷池、吉安中池、殿畑奥池、新村池、久次西池
小野市		<p>(洪水吐切下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦谷1号、芦谷4号、鎌谷池、来迎池、亥ノ子谷下池、平兵衛池、大池(河合西町)
加西市		<p>(事前放流設備の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五領ヶ谷池・中四ツ池・成池・宮ヶ谷池・奥下池・奥池・山ノ谷池
加東市		<p>(事前放流設備の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(栄枝)イノコ谷池、(長谷)坊の谷口池、(大畑)シダガ谷池
高砂市		<p>(洪水吐切下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私池
稲美町		<p>(未定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入ヶ池

(2) 水田

水田は、水稻等の農作物を栽培することを目的として維持されているが、栽培の暦によっては、大雨や台風の時に降った雨を貯めることにより、一度に流れ出るのを防ぎ、徐々に下流に流すことによって洪水を防止・軽減する。また、地先の安全度を高めるとともに、下流への流出も抑制しており、それらの雨水貯留機能を維持し、さらに機能を高めていくことが期待される。

表 11 水田での雨水貯留に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町が連携し、田んぼダムの取り組みについて啓発を行う。 ・ 県・市町が連携し、田んぼダムの取り組みに関心を持つ集落に対して、管理方法の講習を実施する。 ・ 水田の持つ多面的機能の1つである雨水貯留浸透機能について周知に努める。 ・ 集落毎の意見交換等を踏まえ、営農者等の理解と協力を得ながら、水田での雨水貯留に努める。
	所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼダム導入水田では、耕作等に影響のない範囲で雨水貯留に努める。
丹波篠山市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留に関する取り組みについて、広報やホームページ等で案内し啓発を行う。
丹波市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能支払交付金事業を活用し、水田での雨水貯留に関する取り組みを推進する。
神戸市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留に関する取り組みについて、広報やホームページ等で案内し啓発を行う。
三田市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留について検討する。
西脇市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留に関する取り組みについて、広報やホームページ等で案内し啓発を行う。
三木市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留に関する取り組みについて、広報やホームページ等で案内し啓発を行う。
小野市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留に関する取り組みについて、広報やホームページ等で案内し啓発を行う。
加西市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留に関する取り組みについて、広報やホームページ等で案内し啓発を行う。 ・ 多面的機能支払交付金事業を活用し、水田での雨水貯留に関する取り組みを推進する。
加東市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留に関する取り組みについて、区長会等により啓発を行う。 ・ 多面的機能支払交付金事業を活用し、水田での雨水貯留に関する取り組みを推進する。
多可町		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留に関する取り組みについて、広報やホームページ等で案内し啓発を行う。
加古川市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留に関する取り組みについて、広報やホームページ等で案内し啓発を行う。 ・ 多面的機能支払交付金事業を活用し、水田での雨水貯留に関する取り組みを推進する。
高砂市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田での雨水貯留に関する取り組みについて、広報やホームページ等で案内し啓発を行う。

表 11 水田での雨水貯留に関する取り組み

対象	実施 主体	今後の取り組み
稲美町		<ul style="list-style-type: none"> ・水田での雨水貯留に関する取り組みについて、広報やホームページ等で案内し啓発を行う。 ・多面的機能支払交付金事業を活用し、水田での雨水貯留に関する取り組みを推進する。
播磨町		<ul style="list-style-type: none"> ・水田での雨水貯留について検討する。

(3) 学校・公園、その他大規模施設

学校や都市公園、官公庁、大規模店舗などの大規模施設は、比較的、人が集まる場所に立地し、また、その規模の大きさから貯留浸透による流出抑制効果が期待できる。

これら施設は、住民等が利用していることから、県は、計画地域内の市町等と連携して、雨水貯留浸透機能の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。

表 12 学校・公園、その他大規模施設での雨水貯留浸透に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	県	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが管理する学校や公園、道路等の公共施設等を利用した貯留施設の整備に努める。 ・当該貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。 ・雨水貯留浸透機能が特に必要と認める施設を、所有者等の理解を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定に努める。 ・県営住宅の建替に際して、駐車場の地盤面を下げ、雨水一時貯留等の雨水流出抑制対策を検討する。
	施設所有者・管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の雨水貯留浸透機能を維持する。
丹波篠山市		<ul style="list-style-type: none"> ・今後、検討する。
丹波市		<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の雨水貯留浸透機能を維持する。
神戸市		<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の改築・修繕時にあたっては、透水性機能の確保、向上に努める。
三田市		<ul style="list-style-type: none"> ・今後、検討する。
西脇市		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も雨水貯留施設の検討を行う。
三木市		<ul style="list-style-type: none"> ・今後、検討する。
小野市		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の建て替えに併せて、雨水貯留施設設置を推進している。
加西市		<ul style="list-style-type: none"> ・校庭浸水時の適正な復旧、地下貯留槽の管理を強化していく。 ・公共施設の新築、改築時に貯留施設や浸透施設の整備を検討する。
加東市		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の建て替えに併せて、雨水貯留施設設置を推進している。
多可町		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の新築、改築時に貯留施設や浸透施設の整備を推進する。 ・新築する多可中学校のグラウンドを雨水貯留施設として整備する。
加古川市		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き公共施設の新築、改築時に貯留施設や浸透施設の整備を検討する。
高砂市		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の新築、改築時に貯留施設や浸透施設の整備を検討する。
稲美町		<ul style="list-style-type: none"> ・今後、庁舎大規模改修時に整備を検討する。
播磨町		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の新築、改築時に貯留施設や浸透施設の整備を検討する。

表 13 学校・公園、その他大規模施設での雨水貯留浸透に関する取り組み箇所

実施 主体	今後の取り組み箇所
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅（高砂米田鉄筋住宅、高砂時光寺鉄筋住宅、小野神明住宅、小野垂井住宅、三木大塚鉄筋住宅・第2鉄筋住宅）
西脇市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西脇南中学校、重春小学校 検討中
加西市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合中学校 校庭貯留 検討中 ・ 新病院 検討中
加東市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社学園小中学校 校庭貯留 整備予定 (1,022.07 m³) ・ 滝野学園小中学校 校庭貯留 整備予定 (m³数は未定)
多可町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多可中学校 校庭貯留 整備中

(4) 各戸貯留

各戸貯留は、住宅・店舗その他の小規模な建物又は工作物において、屋根に降った雨水を貯留タンクに貯留する取り組みで、個々の施設は小さいが、地域で取り組めば雨水の流出抑制効果を高める機能を発揮する。また、貯留した雨水を、樹木への散水や庭への打ち水などに利用することで、雨水の有効活用を図り、良好な水循環型社会を創出するものである。

治水と利水を兼ね備えた効果が期待でき、節水効果が省資源・省エネルギーにも結び付き、地球温暖化防止にも寄与する。

表 14 各戸貯留での雨水貯留浸透に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	県	・県民に対し、雨水貯留についての普及啓発を図る。
丹波篠山市		・各戸貯留の取り組みについて検討する。
丹波市		・各戸貯留の取り組みについて検討する。
神戸市		・必要に応じて実施する。
三田市		・平成 26 年度より雨水貯留タンク設置費用の一部を助成している。(公共下水道区域内に限る)
西脇市		・各戸貯留の取り組みについて検討する。
小野市		・各戸貯留の取り組みについて検討する。
加西市		・平成 26 年度より雨水貯留タンク本体価格及び設置費用の一部を助成している。
加東市		・平成 27 年度より雨水貯留タンクの購入に必要な経費の一部を助成している。
多可町		・各戸貯留の取り組みについて検討する。
加古川市		・平成 27 年度より雨水貯留タンク設置費用の一部を助成している。
高砂市		・平成 28 年度より、雨水貯留タンクを設置する住民に対し、設置費用の一部を助成している。
稲美町		・平成 15 年度より、雨水貯留タンクを設置する住民に対し、設置費用の一部を町が助成している。
播磨町		・平成 28 年度より雨水貯留タンク本体価格及び設置費用の一部を助成している。

5-3 貯水施設の雨水貯留容量の確保

流域圏のダムやため池において、一時貯留に取り組むことにより、流出抑制機能が高まることが期待される。

現在、計画地域には、ダムが12箇所ある。

(1) ダムの雨水貯留容量の確保及びため池の安全管理と水位低下による雨水貯留容量の確保

1) 施設の活用

①ダム

大雨が予想される時は、あらかじめ貯水量を減らす等の適切な措置により、雨水を貯留する容量の確保に努める。

平成23年台風第12号による紀伊半島大水害や平成24年九州北部豪雨災害など頻発する豪雨災害を踏まえ、県管理である多目的ダムのみくまりダム、利水ダム（農業用ダム）の鏗市ダム、藤岡ダム、八幡谷ダム、佐仲ダム、利水ダム（工業用水道専用ダム）の権現ダムについては、既存ダムの豪雨時の雨水貯留容量を確保するため、令和2年5月に国、県、市等の8機関による「加古川水系治水協定」を締結し、事前放流を実施している。

②ため池

ため池管理者へ、講習会等を通して、ため池での一時貯留による流出抑制効果について十分な周知を図り、理解と協力を得た上で取り組む。その上で、ため池管理者は、かんがい期においては、近年の気象予測技術の進歩を踏まえ、大雨が予測される場合は、安全を最優先にした上で、対応可能な範囲かつ稲作など耕作に影響がない範囲で、事前に水位を低下させ、洪水の一時貯留対策に努める。また、非かんがい期には、台風に備えるため、水位が高いため池においては、水位を下げ、雨水を貯留する容量の確保に努める。

表 15 ため池における雨水貯留容量の確保に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	県	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町が連携し、ため池の事前放流の手法検討やリーフレット作成やため池管理者講習会等により、ため池事前放流について啓発を行う。 ・ため池の改修にあわせて事前放流施設の整備を行う。 ・貯水量を減じる等の適切な措置を行うことが特に必要と認める施設について、管理者の理解を得た上で、指定貯水施設として指定に努める。 ・ため池の治水活用への費用補助を行う。
	施設所有者・管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作など耕作に影響がでない範囲で、ため池の事前放流に継続して取り組む。
丹波篠山市		<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、ため池管理者講習会等を通じ、ため池管理者に適切な管理や事前放流の啓発を実施する。 ・ため池の治水活用への費用補助を行う。
丹波市		<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、ため池管理者講習会等を通じ、ため池管理者に貯留容量の大きいため池について、適切な管理や事前放流の啓発を実施する。 ・ため池の治水活用への費用補助を行う。
神戸市		<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨災害や地震災害の備えと地域住民の転落・水難事故等を未然に防止するため、ため池管理者等への点検・管理技術研修を県と連携して実施している。 ・ため池の治水活用への費用補助を行う。
三田市		<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、ため池管理者講習会等を通じ、ため池管理者に適切な管理や事前放流の啓発を実施する。
西脇市		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。
三木市		<ul style="list-style-type: none"> ・新規ため池整備地区については、計画段階から洪水吐にスリットを設置し非灌漑期における洪水調整機能を持たせるように計画していく。 ・ため池の治水活用への費用補助を行う。
小野市		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。 ・ため池の治水活用への費用補助を行う。
加西市		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。 ・ため池の治水活用への費用補助を行う。
加東市		<ul style="list-style-type: none"> ・CATV の文字放送（台風毎）や文書での依頼（年 1 回）により、ため池管理者に適切な管理や事前放流の啓発を実施する。 ・今後改修するため池には事前放流孔を設置する。 ・ため池の治水活用への費用補助を行う。
多可町		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。
加古川市		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。
高砂市		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。 ・ため池の治水活用への費用補助を行う。

表 15 ため池における雨水貯留容量の確保に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
稲美町		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。
播磨町		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。 ・ため池の治水活用への費用補助を行う。

5-4 ポンプ施設との調整

築堤河川に隣接した内水区域などでは、河川の水位が上昇すると雨水を当該河川へ自然に排水することができないため、下水道管理者等が人為的に雨水を排水するためのポンプ施設を設置して、当該区域の浸水被害を軽減している。しかしながら、現状では、河川水位が上昇し、堤防が決壊するおそれがある場合でも、ポンプ排水が継続されることもあり、これにより河川の水位上昇を助長し、堤防が決壊する危険性を高めている場合もある。

このため、排水する河川の増水状況に応じた適切な操作を行う必要がある。

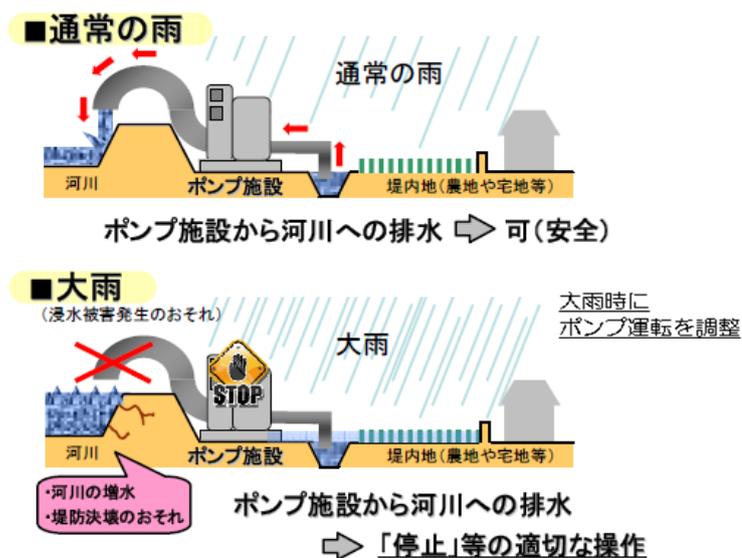


図 12 排水ポンプの運転調整

5-5 遊水機能の維持

浸水しやすい地域においては、住宅を高台に建築し、連続堤防ではなく霞堤や越流堤を存置するなどして、河川沿いの農地等の土地に遊水機能を持たせることにより、下流の洪水被害軽減が図られてきた。

そのような土地において、盛土等が行われると遊水機能が減少し、住宅等が建築されると洪水時に甚大な浸水被害が発生することから、連続堤防の整備等河川が整備されるまでの間は、遊水機能を維持することが望ましい。

このため、県、市町及び県民は、霞堤など貯留・遊水機能が発揮されるような地形の保全に努める。

また、県及び市町は、民間の開発等についても、遊水機能が高いと考えられる土地について開発事業者等に十分な周知を図り、都市計画等との整合を図りながら開発の抑制に努める。

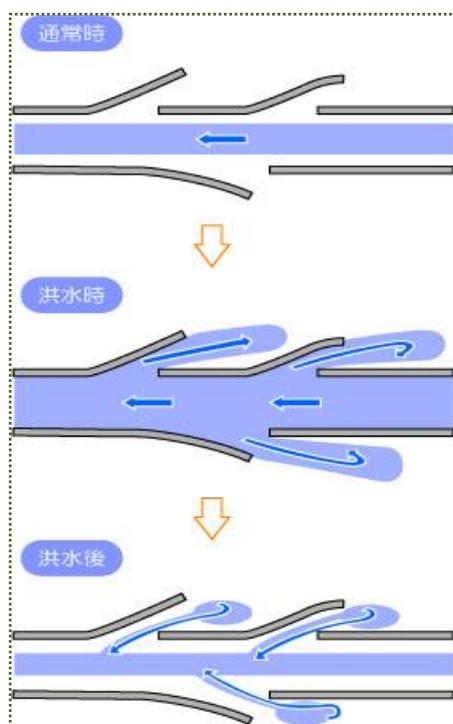


図 13 霞堤のイメージ

出典：国土技術政策総合研究所資料

5-6 森林の整備及び保全

流域圏はその約 6 割が森林で覆われており、管理の行き届いた森林は、土砂流出の抑制や斜面崩壊防止に対して有効に機能する。同時に、水源涵養機能、水質浄化機能も有し、治水・利水・環境の面において非常に重要な役割を果たす。

一方、林業採算性の悪化や森林所有者の高齢化の進行により、森林管理が困難になっていることから、その機能の維持が難しくなっている。

そのため、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、公的関与による森林管理の徹底、多様な担い手による森づくり活動の推進を基本方針として、「新ひょうごの森づくり：第 3 期対策(令和 4 年度～令和 13 年度)」を推進する。

「森林管理 100%作戦」推進事業では、間伐が必要な 60 年生以下のスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した公的関与の充実により、間伐実施による森林管理の徹底を図るほか、里山林対策においては、手入れされなくなった里山林の再生、「企業の森づくり」の推進により企業の森林保全活動の支援を行う。

また、防災面での機能強化を進めるため、「災害に強い森づくり」第 4 期対策(令和 3 年度～令和 7 年度)に取り組み、

- ①緊急防災林整備（斜面对策）：危険斜面の表面侵食防止機能を強化
- ②緊急防災林整備（溪流対策）：危険溪流沿いの森林の防災機能を強化
- ③里山防災林整備：人家裏山での防災機能を強化
- ④針葉樹林と広葉樹林の混交整備：気象災害や土砂災害防止機能を強化
- ⑤野生動物共生林整備：人と野生動物がすみ分けできる森林を育成
- ⑥住民参画型森林整備：地域住民による主体的な取り組みの推進
- ⑦都市山防災林整備：六甲山系の防災機能を強化

を推進する。

表 16 森林の保全等に関する取り組み一覧

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	県	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、森林所有者、地域住民等と連携し、人工林の間伐等を進める。 ・急傾斜地にある間伐対象人工林の表土流出の防止対策や高齢人工林の一部を広葉樹林へ誘導する。 ・保安林・林地開発許可制度を適切に運用し、無秩序な伐採・開発行為の規制等に努める。 ・引き続き砂防・治山事業等による流木・土砂災害防止対策を進め森林の公益的機能増進と再生を目指す。
	市町	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い森づくりを推進する。 ・「新ひょうごの森づくり」による森林管理 100%作戦を推進する。
上記市町の取り組み以外 の取り組みを実施する 市町	丹波篠山市	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波篠山市森づくり構想の「森の恵みの回復」方針に基づき、森林の持つ水源涵養機能、山地災害を緩和する土砂災害流出防備機能などの森林が持つ多面的機能発揮のために人工林の間伐などの事業を実施する。
	丹波市	<ul style="list-style-type: none"> ・森林が持つ水源涵養機能の発揮に向け、森林環境譲与税を活用した森林整備を推進する。 ・県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」事業に積極的に取り組む。
	神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・企業・行政等の協働による六甲山の森林を支える仕組みづくりを進める。
	多可町	<ul style="list-style-type: none"> ・多可町森林・林業ビジョンに基づき、森林が持つ水源涵養機能や土砂災害防止等の多面的機能の発揮に向け、森林環境譲与税を活用し、資源循環型林業として主伐再生林による森林整備に取り組む。

6 減災対策

減災対策の実施内容は、以下に示す通りである。

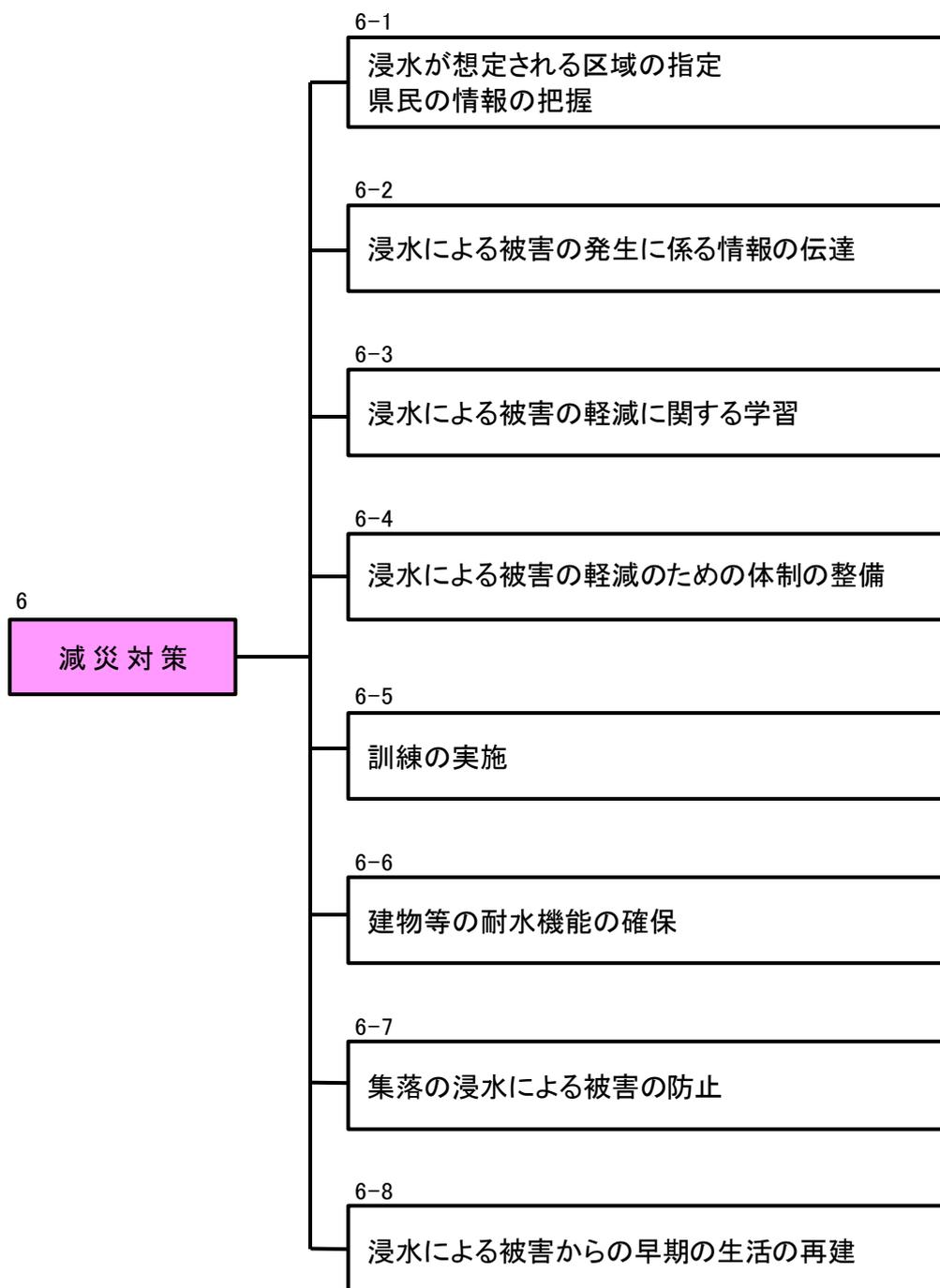


図 14 減災対策の体系

6-1 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握

国及び県は、それぞれが管理する河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等と計画規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表しており、県民への周知に努める。

市町は、雨水（内水）浸水想定区域図の作成・公表を進め、防災情報の更なる充実を図る。また、ハザードマップの作成・周知を実施する。

洪水により浸水が想定される地域について、行政が持っている情報を県民へ「知らせる努力」と、地域の危険性を県民自らが「知る努力」が相乗して、はじめて提供する情報が生きることから、県民は、国及び県や市町から発信される防災情報の収集に努め、水害リスクを認識し、防災意識の向上を図る。

表 17 浸水が想定される区域の指定に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	国	・洪水ハザードマップの作成主体である関係市町に対して最大限の支援を行い、浸水想定区域に応じた洪水ハザードマップの作成・普及の支援や洪水ハザードマップを活用した防災訓練への利用促進に努める。
	県	・CGハザードマップで整備した情報を今後も継続して公開する。 ・CGハザードマップの更なる充実を図る。 ・県内の自然災害の記録や防災学習の情報について、更なる充実を図る。
	市町	・ハザードマップの更なる周知に努める。 ・内水浸水想定区域図の作成・公表及び内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。 ・想定最大規模降雨による洪水を対象とした、手作りハザードマップ等の市域の実情に応じた取り組みを実施する。
丹波篠山市		・洪水浸水想定区域や避難に必要な事項等の県民への周知を継続して実施する。 ・想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図の作成を行う。 ・自治会で作成する防災マップづくりを更に促進していく。
丹波市		・作成したハザードマップに基づいた避難訓練等を通じて検証を進めると共に定期的にマップ更新を促進する。
神戸市		(計画地域全体の取り組みと同様)
三田市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・地域版ハザードマップを作成・全戸配布しており、今後も更新の都度、周知に努める。
西脇市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・自主防災訓練において、ハザードマップを活用し、地先のリスクを周知するとともに、自主防災訓練でのDIGの取り組みを推奨し支援する。 ・内水浸水想定区域図の作成・公表及び内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。

表 17 浸水が想定される区域の指定に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
三木市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・今後も防災情報マップ更新の都度、配布し周知する。
小野市		・平成 26 年に浸水想定区域や避難に必要な事項等を市民に周知するため、ハザードマップを作成し、配布する予定である。 ・令和 6 年度市街地の内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。 ・出前講座等により、ハザードマップを活用し、地先のリスクを周知するとともに、今後自治会で作成する防災マップづくりを促進していく。
加西市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・ハザードマップを活用し、自主防災組織による定期点検を行うとともに、自主防災訓練を実施していく。 ・内水浸水想定区域図の作成・公表及び内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。
加東市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・内水浸水想定区域図の作成・公表及び内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。 ・統合型 GIS を活用し、市民がパソコンを使って災害危険箇所等の内容を閲覧できる環境整備を検討する。
多可町		・全集落で避難訓練を主とした防災訓練を実施する際に、防災マップの活用方法や日頃の備え、非常時の対応等の周知を図る。 ・土砂災害特別警戒区域など新たな警戒区域を追加し、ハザードマップを更新する。
加古川市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・出前講座等において、ハザードマップを活用し、浸水想定区域や避難の方法などの周知を行う。
高砂市		・ハザードマップを活用し、起こりうる水害のリスクを周知するとともに、自主防災会で作成する防災マップづくりを更に促進していく。 ・浸水想定区域や避難に必要な事項等を市民に周知するため、ハザードマップを活用した出前講座を行う。
稲美町		(計画地域全体の取り組みと同様)
播磨町		(計画地域全体の取り組みと同様) ・出前講座の実施により、ハザードマップの活用方法を周知する。

6-2 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

国及び県、市町は、県民の避難の助けとなる情報について、今後も改善を進めるとともに、迅速かつ確実に提供できるよう情報提供体制の充実に取り組む。

市町は、地域防災計画への反映やフェニックス防災システム端末の増設など、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。

県民は、情報を把握するとともに、自らの安全の確保に努める。

表 18 浸水による被害の発生に係る情報の伝達に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	国	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も各種情報の改善を進めるとともに的確な情報伝達に努める。 ・各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 ・毎年、出水期前に開催している洪水予報連絡会を活用して連絡体制を確認する。 ・毎年、出水期前に開催している水防伝達演習等を活用してタイムラインを検証する。 ・管理する河川の流域を対象に、河川・気象情報をもとに発表する洪水予報など、自らの基本的な防災行動を時系列で確認するための加古川流域タイムラインの策定を行う。 ・「緊急 WEB 会議」の運用、マニュアル（案）の作成を行う。 ・内外水一体型の水害リスクマップの作成を行う。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も的確な情報伝達に努める。 ・洪水時の水位予測等を市町へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。 ・各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 ・毎年、出水期前に開催している水防連絡会を活用して連絡体制を確認する。 ・毎年、出水期前に開催している水防伝達演習等を活用してタイムラインを検証する。
丹波篠山市		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して「丹波篠山デカンショ防災ネット」（メール）により、防災情報の発信を実施する。 ・市内の緊急情報システムの統合化に向けた検討を行う。 ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」については、新ガイドラインを参考に内容を見直していく。
丹波市		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して丹波市 SNS などにより、防災情報等を発信していくとともに、更なる登録を促す。 ・消防団員（水防団員）へは独自のメール配信を今後も継続して実施する。
神戸市		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続してメール等により、防災情報の発信を実施する。 ・継続して、情報伝達体制を整備するとともに、ひょうご防災ネット等の情報伝達ツールの活用促進に努める。
三田市		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して「さんだ防災・防犯メール」により、防災情報の発信を実施する。
西脇市		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して、「にしわき防災ネット」（メール）により、防災情報の発信を実施する。

表 18 浸水による被害の発生に係る情報の伝達に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
三木市		<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して「三木安全安心ネット」(メール)により、防災情報の発信を実施する。
小野市		<ul style="list-style-type: none"> さまざまな方法で、「小野市安全安心メール」登録加入の推進を図るとともに、新たな情報伝達手段の構築を検討する。
加西市		<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して「かさいライフナビ」(アプリ)により、防災情報の発信を実施するとともに、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。
加東市		<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して「かとう安全安心ネット」(メール)により、防災情報の発信を実施する。 水防活動における情報伝達の効率化を図るため、消防団活動支援システムの導入を検討する。
多可町		<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して防災行政無線や「たかちょう防災ネット」(メール)により、防災情報の発信を実施する。 各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 町内8か所の河川監視カメラ、5か所の雨量計の情報を今後も継続してホームページで公開していく。
加古川市		<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して、防災ネットかこがわや緊急速報メール、加古川市防災ポータル(防災情報に特化した市の公式サイト)、市公式SNS(LINE、Facebook、X)により、防災情報の発信を行う。 携帯電話・スマートフォンを所持しない方を対象とした情報伝達(自動電話配信サービス)を併せて行う。
高砂市		<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して「防災ネットたかさご」(メール)により、防災情報の発信を実施する。 住民に各種情報伝達の入手方法を、あらゆる機会を通じ周知を図る。
稲美町		<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して「いなみ安心ネット」(メール)により、防災情報の発信を実施する。
播磨町		<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して「防災安心ネットはりま」(メール)により、防災情報の発信を実施し、広報媒体の多様化を図る。

6-3 浸水による被害の軽減に関する学習

県民は、災害時に的確な避難ができるよう、防災リーダーの育成、防災マップの作成などにより、浸水被害対策の重要性を認識し、自主防災組織等の活性化、防災意識の向上を図るなど、「自助」「共助」の取り組みを進めるとともに、県及び市町はこれを支援する。

表 19 防災リーダー等の人材育成に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	県	<ul style="list-style-type: none"> 行政、住民、NPO 団体等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。 学校等へ防災教育等に関する出前講座などを実施する。
丹波篠山市		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座受講に係るテキスト代及び防災士取得に係る費用の一部を補助することで、地域防災リーダーを育成する。
丹波市		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座受講時のテキスト代を助成すると共に、自主防災組織から推薦され講座受講された場合は、交通費等の費用の一部を助成する。 講座受講者で構成される「丹波市防災会」（任意団体）への加入を呼びかけ、受講後に防災士等の資格を持つ講座受講者が行う AED 講習会などのスキルアップ研修等の機会を創出する。
神戸市		<ul style="list-style-type: none"> 消防署が実施する研修（市民防災リーダー研修）により、地域の防災リーダーを育成する。
三田市		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座を広報やホームページ等で案内し、防災リーダー講座の受講生の増員を図る。
西脇市		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座を広報やホームページ等で案内し、防災リーダー講座の受講生の増員を図る。
三木市		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座を広報やホームページ等で案内し、防災リーダー講座の受講生の増員を図る。 自主防災組織の代表等を対象とした自主防災組織育成研修会を年 1 回実施する。
小野市		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座を広報やホームページ等で案内し、防災リーダー講座の受講生の増員を図る。 年 1 回、自主防災リーダー研修会を開催する。
加西市		<ul style="list-style-type: none"> かさいライフナビ（アプリ）により、自主防災リーダー研修への参加や消防団員の水防講習の開催を促すことにより、地域防災力の核となる人材を育成する。
加東市		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座を広報やホームページ等で案内し、防災リーダー講座の受講生の増員を図る。
多可町		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座や防災士養成講座の受講に対し、助成制度を構築することで地域防災の担い手を育成する。
加古川市		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座を広報やホームページ等で案内し、防災リーダー講座の受講生の増員を図る。 防災リーダーを対象とした、フォローアップを実施する。
高砂市		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座を広報やホームページ等で案内し、防災リーダー講座の受講生の増員を図る。
稲美町		<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座を広報やホームページ等で案内し、防災リーダー講座の受講生の増員を図る。
播磨町		<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織代表者に「ひょうご防災リーダー講座」の受講案内を送付し、ひょうご防災リーダー講座の受講を促す。 ひょうご防災リーダー資格取得の助成を実施し、人材育成に努める。

表 20 防災マップに関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	国	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も関係市町と連携し防災マップに取り組む。
丹波篠山市		<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ作成を未作成の自治会へ呼びかける。 ・地区別の防災マップの作成後、一枚の防災マップにまとめ、全ての情報を記載したマップを各世帯数に提供する。 ・自治会がまとめたマップを基に、地域の防災上の課題を検討し、防災設備や資機材の点検を行う。
丹波市		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にマップ更新を行っていくように出前講座等により指導を行う。(更新支援) ・随時、県民からの意見や情報を加筆していくように指導を行う。 ・作成した防災マップの検証作業を含む風水害を想定した避難訓練の実施を呼びかける。(訓練計画の提示)
三田市		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も地域版防災マップ作成を継続する。 ・既作成済地域版防災マップについても更新時の支援を行う。
西脇市		<ul style="list-style-type: none"> ・未実施の自主防災会に対し、積極的な実施を呼びかけていく。
三木市		<ul style="list-style-type: none"> ・未作成の自治会へ防災マップの作成を呼びかける。
小野市		<ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回の自主防災組織の研修会で防災マップの作成要領を指導し、その後希望によって作成支援をしていく。
加西市		<ul style="list-style-type: none"> ・新規居住者、市内企業への地域版防災マップを配布し、周知を図っていく。
加東市		<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域、危険箇所、避難場所、避難経路などの確認のほかに、避難行動要支援者の避難支援に向けた内容を検討していく。 ・水害データだけではなく、土砂災害に関する情報を充実し、避難計画づくりを支援する。また、地震に関する情報の追加を検討していく。 ・マイ避難カード・マイタイムライン作成に向けた講習会を行う。
多可町		<ul style="list-style-type: none"> ・多可町社会福祉協議会と連携し、集落における防災・福祉マップの作成を支援する。
加古川市		<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座により、地域住民が作成する防災マップづくりを支援し、地域住民の防災意識の向上に努める。
高砂市		<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座により、マイ避難カードの作成支援を行う。
稲美町		<ul style="list-style-type: none"> ・今後、検討する。
播磨町		<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座により、マイ避難カードの作成支援を行う。

6-4 浸水による被害の軽減のための体制の整備

浸水による被害を軽減するためには、水防団等による水防活動の充実や住民の円滑な避難行動が重要であることから、市町は、これらの体制の整備として、「水防活動への支援」及び、わかりやすい避難所の表示や避難時に地区内で住民同士が助け合う「円滑な避難体制の整備」を行う。また、市町は「雨水管理総合計画」の策定を行い、下水道によるハード・ソフトを組み合わせた総合的な浸水対策を計画的に進める。さらに、各市町だけの復旧が困難な大規模水害に備えた幅広い連携体制として、救援活動等に対する国、県、他市町、民間事業者との「協定締結に関する取り組み」に努める。

表 21 水防活動等への支援に関する取り組み

実施主体	今後の取り組み
丹波篠山市	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も地域の防災訓練時には防災物資の無償提供などの支援を行う。 ・自主防災組織の防災・避難訓練を積極的に指導し、多くの地域県民の参加に努める。
丹波市	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が実施する防災訓練で出前訓練等（各種防災講話を含む）を実施する。 ・自主防災組織における備蓄資機材等の購入費助成を行う。 ・丹波市防災会（H24.6 設置/任意団体）の協力得て自主防災組織の防災訓練支援を行う。
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署、区役所等が中心となり、防災福祉コミュニティが実施する地域の防災訓練の支援を継続する。 ・市で作成したハザードマップをもとに、市職員が地域に出向いて説明し、理解を深めてもらう「出前トーク」などの取り組みを活用し、啓発に努める。
三田市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の備蓄する水防活動に必要な資機材、備品等の充実を図る。
西脇市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の備蓄する水防活動に必要な資機材、備品等の充実を図る。
三木市	<ul style="list-style-type: none"> ・三木市自主防災組織補助金交付要綱を定め、自主防災組織の交付申請により、水防活動に必要な資機材についての補助を継続する。 ・消防団に対する水防訓練の指導、活動支援を継続する。
小野市	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の中心となる消防団に対して、土のう作成・土のう工法等の訓練指導等の活動支援を継続する。 ・水防活動をする上での支援内容の見直しを随時実施する。 ・加古川中流域における災害時の水防活動拠点となり、平常時には地域のにぎわい創出のための拠点となる施設（M I Z B Eステーション）を国と共同で整備する。
加西市	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう袋を無料配布し、自主防災組織による土のう備蓄を推進する。 ・消防団に対して水防訓練の指導を継続する。 ・毎年、自主防災組織による土のう作成の訓練日を設定し、訓練を呼びかける。
加東市	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団に対して、水防工法訓練や土のう作成指導を継続する。 ・自主防災組織育成助成事業として、水防等資機材購入費の補助を行う。
多可町	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や消防団に対して、土のう作成、土のう工法等の訓練指導を継続する。

表 21 水防活動等への支援に関する取り組み

実施主体	今後の取り組み
加古川市	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や消防団に対して、土のう作成、土のう工法等の訓練指導を継続する。 ・自主防災組織に対して、防災資機材等の購入、買い替えの補助金交付を行う。
高砂市	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等で行われる防災訓練等の自主的な活動について積極的に支援を行う。
稲美町	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備え、消防団を中心とした水防体制の構築に努めるとともに、自主防災組織の育成を継続する。
播磨町	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に対して、土のう作成・土のう工法等の訓練指導、土のうの事前配布を継続する。 ・自主防災組織に対し、運営費補助金の交付を継続する。

表 22 円滑な避難体制の整備に関する取り組み

実施主体	今後の取り組み
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町が行う要配慮者利用施設に関する取り組みを支援する。 市町が行う広域避難への対応の検討を支援する。 広域避難に関する先行事例の周知など技術的支援を実施
丹波篠山市	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の入り口に避難所の表示看板を多言語で設置する。 避難行動要支援者台帳を作成し、地域で要配慮者の避難支援を行える体制づくりの構築に向けて取り組む。
丹波市	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町間での相互応援体制を構築できるように協議を継続する。 災害対策基本法の改正内容に基づき、避難行動要支援者台帳整備に努め、制度の充実を図る。 避難行動要支援者の個別避難計画作成、個別避難訓練の実施を行う。
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時には、迅速な応急対応を実施するために、地域防災計画の中に防災対応マニュアル（避難誘導マニュアル、避難所開設・運営マニュアル等も含まれる）を整備する。 「くらしの防災ガイド」を毎年梅雨時期前に全戸配布し、防災情報、避難行動、各種ハザード、避難所などの情報発信を継続する。
三田市	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に円滑に避難できるよう、地域内で避難行動要支援者名簿を活用し住民同士が助け合う取り組みを継続する。
西脇市	<ul style="list-style-type: none"> 近隣協力体制づくりが未実施の地区に対して実施を呼びかけていく。 避難判断・伝達マニュアルの見直しを随時実施する。 リアルタイムに浸水状況を把握するため、浸水の危険性がある箇所にワンコイン浸水センサを設置する。
三木市	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断・伝達マニュアルの見直しを随時実施する。 指定避難所の看板を更新する。
小野市	<ul style="list-style-type: none"> 避難施設等への案内板等の整備を継続する。 出水期前に注意喚起リーフレットを全戸回覧する。 市全域を対象とした緊急速報メール配信訓練を行い、避難情報の周知を行う。 民生委員等の協力を仰ぎ、避難行動要支援者の個別計画策定に努める。 リアルタイムに浸水状況を把握するため、浸水の危険性がある箇所にワンコイン浸水センサを設置する。
加西市	<ul style="list-style-type: none"> 毎年4～5月に地区連絡参集職員と施設管理者による避難所の点検及び協議を実施する。 避難行動要支援者の個別避難計画作成、個別避難訓練を実施する。 避難判断マニュアルに基づく避難所点検を実施する。
加東市	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難計画について手作りハザードマップへの反映やGISシステムへの連動を検討する。 避難行動要支援者名簿及び台帳整備を行い随時更新する。 要望のある河川護岸に、浸水想定ラインの設置を継続する。 避難行動要支援者の個別避難計画作成、個別避難訓練を実施する。 「命のカプセル」の配布（氏名や避難所などを記載した書類や薬などを収納でき、冷蔵庫で保管する箱） リアルタイムに浸水状況を把握するため、浸水の危険性がある箇所にワンコイン浸水センサを設置する。

表 22 円滑な避難体制の整備に関する取り組み

実施主体	今後の取り組み
多可町	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断・伝達マニュアルの適時見直しを実施する。 ・全集落で避難訓練を主とした防災訓練を実施し、日頃の備え、非常時の対応等の周知を図る。また、自主組織の活性化を進め、組織の確立できていない3つ集落に対して、体制構築、行動計画作成をとおして組織の確立を呼びかける。
加古川市	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所及び指定避難所に、災害種別をピクトグラムで表示した看板の設置を継続する。 ・臨海部の公園等に海拔表示看板の設置を継続する。 ・避難行動要支援者名簿の作成、平時からの地域への情報提供、個別避難計画の作成、計画に基づく訓練の実施 ・リアルタイムに浸水状況を把握するため、浸水の危険性がある箇所にワンコイン浸水センサを設置する。
高砂市	<ul style="list-style-type: none"> ・水害発生時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う体制づくりを呼びかける。 ・市内の避難所については、災害時避難場所の標識の設置を継続する。 ・電柱巻付広告看板の新規及び取替え時に、津波に関する海拔表示や避難所誘導情報等を表示した広告看板を設置する。
稲美町	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難支援体制の整備を継続する。
播磨町	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、公民館、公園等に災害時避難場所を表示した標識の設置を継続する。 ・海拔を表示した標識の整備を継続する。

表 23 ワンコイン浸水センサ設置箇所

実施主体	今後の設置箇所数
丹波市	・今後の予定なし、設置済 5 箇所
西脇市	・今後の予定なし、設置済 1 箇所（黒田庄町前坂地区）
小野市	・ 2 5 箇所
加東市	・ 9 台（5 箇所）
加古川市	・追加設置 検討中
播磨町	・設置済 1 箇所

表 24 雨水管理総合計画の策定

実施主体	今後の取り組み
丹波市	・令和 6 年 3 月に雨水管理総合計画の策定・公表を行っている。
神戸市	・雨水管理総合計画の策定・公表を行う。
加西市	・雨水管理総合計画の策定・公表を行う。
加古川市	・雨水管理総合計画の策定・公表を検討中

6-5 訓練の実施

国、県、市町及び防災関係機関及びライフライン関係機関で構成する「加古川・揖保川洪水予報連絡会」及び「水防連絡会」を毎年、増水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等情報の共有を図る。

国、県及び市町等は、大規模洪水時（堤防破堤やゲリラ豪雨による内水浸水等）を想定した実践的な演習を行うとともに、防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。また、県民も水防訓練に積極的に参画するなど、「自助」「共助」の取り組みを進める。

表 25 訓練の実施に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	国	・毎年、加古川洪水予報連絡会議及び水防協議会を開催し、重要水防箇所について関係機関との情報共有を図るとともに、緊急時の連絡体制確認を行う。
	県	・毎年増水期前に県・市町や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を実施し、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努める。
丹波篠山市		・毎年1回、地域住民、警察、消防、自衛隊と市が協働で、避難訓練を主体とした防災訓練を継続する。
丹波市		・年間を通じて、自治会を母体とする自主防災組織が実施する防災訓練を継続して支援し、その中で風水害等を想定した避難訓練、水防訓練等の出前訓練を継続する。 ・毎年3月頃に小学校区を対象とした総合防災訓練を実施する。
神戸市		・毎年、住民、消防団、学校、行政、他機関が協働で、防災福祉コミュニティ訓練、区防災訓練、全市訓練等を実施する。
三田市		・水防訓練を含む総合防災訓練を毎年実施する。
西脇市		・震災を想定した訓練や消防団による水防訓練、自主防災組織による避難訓練等を実施していく。 ・自主防災訓練において災害図上訓練（DIG）の実施を呼びかける。
三木市		・被害想定を風水害と地震で隔年とし、年1回、消防、自衛隊、警察、消防ヘリ等が参加した大規模な訓練を実施する。
小野市		・市内小学校区ごとに、地域住民・児童・保護者・学校関係者などが参加した防災訓練を実施する。 ・災害時において、応急復旧活動や救助活動、避難等を迅速に行えるように訓練を市、県民、関係機関の協力のもとに実施する。 ・避難行動要支援者の避難訓練など、訓練内容の見直しを随時実施する。
加西市		・自主防災組織を対象とした土のう作り訓練を行うとともに、自主防災組織が実施する防災訓練への支援を行う。 ・毎年、小学校区単位で、地域や行政、消防など関係機関が連携して行う、避難所運営や防災マップ作成等の防災訓練を実施する。 ・毎年、地域や行政、自衛隊、消防など関係機関が連携して、総合防災訓練を実施する。
加東市		・小中学校において自主防災組織との合同防災訓練を実施する。

表 25 訓練の実施に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
多可町		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の向上のため、自主防災組織の単位で、要配慮者も参加した避難訓練の実施を呼びかける。 ・今後、防災関係機関との連携強化のための総合防災訓練を実施する。
加古川市		<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部と消防団が連携し、水害発生時の実動活動に備え、水防工法及び操法の習熟に重点をおいた水防訓練を毎年1回以上実施する。
高砂市		<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、出水期前に水防活動の充実及び水防意識の高揚を図るための訓練を実施する。
稲美町		<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備え消防団が加古川市消防本部と連携して、積み土のうなどの水防訓練を毎年実施する。
播磨町		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に対して、土のうづくりや土のう工法等の訓練を実施する。

6-6 建物等の耐水機能の確保

①建物等の耐水機能の確保

県民は、敷地の地形の状況や市町が配布するハザードマップ等を確認し、自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、「建物等の耐水機能に係る指針」（平成 24 年 5 月、兵庫県）に基づき、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を備えることに努める。

県及び市町は、地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、耐水機能の確保の必要性を検討し、必要に応じて実施する。

多可町等の庁舎の建替えにあたっては、電気施設の高所設置などを行っている。

②施設の指定

県は、浸水機能を備えることが流域圏における減災対策に特に必要と認め、所有者等の同意を得られた上で、建物等を指定耐水施設に指定（総合治水条例第 45 条）する。

③維持管理

建物所有者は耐水機能を備え、維持する。

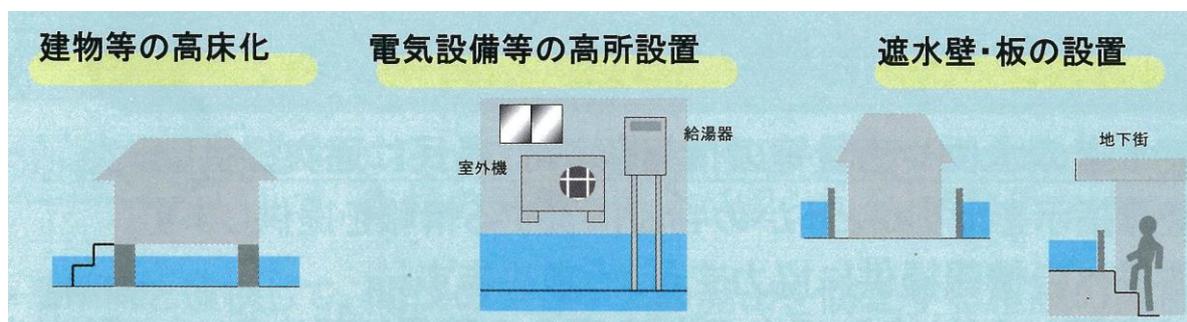


図 15 耐水機能の主な例

6-7 集落の浸水による被害の防止

(1) 排水施設の設置及び機能維持

市町は、台風等により浸水が予想される箇所に、仮設ポンプの設置やポンプ車を配備し、被害軽減に努める。

市町は、ポンプ場流入水路の点検や浚渫、清掃を行う。

6-8 浸水による被害からの早期の生活再建

阪神・淡路大震災の経験と教訓から創設された共済制度である「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」は、被災後の住宅及び家財の再建を支援する仕組みであり、特に住宅再建共済は県全体の加入率が9.4%（令和6年3月末現在）に対し、東播磨・北播磨・丹波地域の加入率は、近年の水害等の影響もあり、それぞれ11.4%、13.6%、13.2%と高い。

今後も、県及び市町は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の加入促進に努める。



兵庫県が実施する安心の制度

フェニックス共済

【兵庫県住宅再建共済制度】

小さな負担で、大きな安心。

年額 **5,000円** の掛金で
最大 **600万円** の給付!

フェニックス
サポーター
はばたき

自然災害で被災した住まいの建築・購入・補修に備える

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・洪水など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数・規模・構造等に関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険・他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

フェニックス共済
+
地震保険・他の共済

兵庫県
公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金
☎078-371-1000 (FAX: 078-371-1010)
神戸市中央区中山手通7丁目1番1号 兵庫県生田庁舎2階 FAX: 078-371-1010
URL: <https://www.jutakusaiken.jp> フェニックス共済

表 26 フェニックス共済加入状況

地域	令和6年3月末	
	加入戸数	加入率
東播磨	25,652	11.4
北播磨	11,050	13.6
丹波	4,437	13.2
地域全体	41,139	12.1
県内全体	166,892	9.4

図 16 フェニックス共済パンフレット

7 環境の保全と創造への配慮

総合治水を推進する際に、自然環境との調和を図る視点は重要である。自然環境を改変する規模や範囲が比較的大きい「河川・下水道対策」、水田、ため池、森林等における水循環や生態系に関わりのある「流域対策」の検討・実施に際しては、環境に関する施策や関連計画等との整合を図りながら、計画地域の自然環境の特性に応じて、それらの保全と創造に配慮する。

7-1 河川環境の保全

県は、河川対策を実施する際には、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針に基づき、“安全ですこやかな川づくり”“流域の個性や水文化と一体となった川づくり”“水辺の魅力と快適さを生かした川づくり”という基本理念のもと、生態系、水文化・景観、親水にも配慮した河川整備を実施する。

加えて、「生物多様性基本法」に基づき、平成 21 年 3 月に策定した「生物多様性ひょうご戦略」や地域の自然環境の保全・再生に関する計画※、「ひょうごの川・自然環境調査※」の結果を踏まえて、河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

また、「丹波の森創造計画※」などの地域独自の計画と整合を図りながら、地域の特徴を活かした人と自然と文化の調和を図るとともに、森林や水田・ため池などを対象とした流域対策を実施する際にも、これらの自然環境、生物環境などに配慮した整備を行う。

- ※「地域の自然環境の保全・再生に関する計画」：丹波篠山市の「森の学校復活大作戦－生物多様性 ささやま戦略－」や「ささやまの川・水路づくり指針」等が挙げられる。
- ・森の学校復活大作戦：篠山の豊かな自然を取り戻し、丹波篠山市の多様な生物環境を将来の子どもたちに引き継ぐために生物多様性 ささやま戦略を策定。
 - ・ささやまの川・水路づくり指針：「森の学校復活大作戦」の基本方針を基に、事業による環境への影響を最小限に抑えるための事前調査を実施し、整備目標を決定し、整備工法を検討。
- ※「ひょうごの川・自然環境調査」：生物にとって重要な環境要因と生物との対応関係を明らかにし、人と自然が共生する川づくりを効果的に推進するための基礎情報として活用していくことを目的として、兵庫県が県下 14 水系を対象に、平成 14 年度から進めている調査。
- ※「丹波の森創造計画」：丹波の森構想（1989 年策定）に基づき、丹波地域を「丹波の森」と位置づけ、緑豊かな伝統文化など地域の特性や資源を生かしながら、人と自然と文化、産業の調和した地域づくりを住民、事業者、行政が一体となって推進しようとするものであり、その理念や取組みを再認識するために令和 6 年 3 月に（公財）兵庫丹波の森協会が策定した計画。

(1) 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・再生

人間を含むすべての生命の生存基盤である環境は、生物の多様性が健全に維持されることにより成り立っている。しかしながら、いのちと暮らしを支える生物多様性が、人間活動や開発、生活様式や産業構造の変化等により、危機に直面していることから、将来にわたって

維持されるように、生物の多様性を維持、回復する必要がある。

加古川における特徴的な生物の生存基盤である生息・生育・繁殖の場としては、「瀬・淵」、「わんど・たまり」、「礫河原^{れき}」、「水際植生」、「河口干潟」があり、過去から比較すると減少傾向にある場も存在することから、これらの保全・再生に努める。

また、工事にあたっては、できるかぎり現況河道の河床形状を重視するとともに、水域と水際部の保全に極力努め、低水路を掘削せざるを得ない場合においても河床の平滑化は行わないこととし、多くの魚類や鳥類の良好な生息・生育・繁殖の場として重要な瀬や淵の形成を促すように配慮する。また、高水敷の掘削や樹木の伐採に際しては、治水上支障の無い範囲で、生物の生息・生育・繁殖の場に配慮する。以上のように工事に伴う河川や周辺の自然環境へ与える影響の軽減に極力努め、自然環境調査等によって、生態系を確認するとともに、生態系に関しての知識を深め、新しい知見を踏まえながら、河川整備を行い、良好な生物の生息・生育・繁殖の場の保全・再生を図る。

(2) 縦断的移動の連続性の確保

堰が支障とならず、加古川等に生息する全ての魚類、甲殻類が自由に遡上、降下できるように、縦断的移動の連続性の改善に努める。

7-2 参画と協働による川づくり

県民の参画と協働により、河川の維持や整備として川づくりの実践を行い、観察会などのイベントの実施や河川愛護活動団体とのネットワークの強化を図ることで、河川愛護に向けた県民意識の向上と河川環境の保全に取り組む。

加古川では、教育の場に豊かな自然を取り入れた環境体験学習が盛んに行われており、河川管理者や地域で活動されている方々が環境出前講座や水生生物調査等を実施する他、小学校や企業が河川の清掃活動に取り組むようになっている。また、「ひょうごアドプト」で地域住民と締結され、地域住民による除草や清掃等の河川管理が展開されている。

さらに川に親しむイベントとして、緊急用河川敷道路を活用したマラソン大会や高水敷を利用した花火大会の他、レガッタ大会、イカダ下り、魚すくい大会などが行われており、多くの参加者でにぎわっている。

7-3 森林環境の保全

森林は土砂流出抑制機能や保水機能を有するだけでなく、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、物質生産機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの多面的機能を有する。流域対策としての森林の整備や保全を推進することにより、これらの多面的機能を有する森林環境を保全する。

7-4 水田・ため池環境の保全

計画地域の水田やため池については、化学肥料や農薬の使用を制限した環境創造型農業の普及が進められているほか、ほ場整備やため池改修にあたっては、生態系や景観など、環境との調和への配慮が義務づけられている。また、ため池については、クリーンキャンペーン等を通じて管理者や地域住民による環境保全活動が行われている。

しかし、近年、水田やため池においてナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物の侵入による生態系への被害、農業被害、水流阻害など治水への悪影響が問題となっている。県、市町及び県民は、連携し、これらの特定外来生物への対策を行い、河川や水田、ため池の環境の保全に取り組む。

流域対策を実施する際にはこれらの取り組みも踏まえ、水田・ため池の自然環境や景観保全に配慮する。

7-5 グリーンインフラの取り組み

自然を社会資本整備やまちづくり等に資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するグリーンインフラの考え方を取り入れることで、気候変動対策、自然環境を活かした地域活性化・観光振興、交流・コミュニティ形成、健康増進、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり等の課題解決に貢献する。

8 総合治水を推進するにあたって必要な事項

8-1 流域治水との連携

県では総合治水の取り組みを推進するとともに、国、県、市町及び県民が連携し、総合治水の取り組みに土砂災害対策・津波・海岸津波対策を加えた流域治水を推進している。

8-2 県民相互の連携

現在、流域圏内の自主防災組織の組織率は100%に近い市町が多いが、すべての組織が活発に活動しているとは限らない。大災害になればなるほど公助は機能しにくくなるため、「自助」「共助」により地域に住む人々の命と暮らしを守ることが重要となる。そのため、「自助」「共助」の中核を担う自主防災組織の活性化が求められている。したがって、県及び市町は、連携を図り、自主防災組織及び自治会組織を通じた情報発信や出前講座に取り組むなど、県民の災害に対する意識向上に向けた普及啓発を行う。

また、県民は、地域やグループでの勉強会の開催、各戸貯留への取り組みなど、総合治水や環境保全等に関わる自主的な活動の推進に努める。

8-3 関係機関相互の連携

総合治水を推進していくには、河川、下水道、水田、ため池及び森林など多くの管理者が協力して施策に取り組んでいくことが重要であり、東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会などを活用して連携を図る。

土地利用計画の策定にあたっては、当該土地の河川の整備状況、災害発生のおそれの有無、水源の涵養の必要性等を考慮する。

8-4 財源の確保

総合治水は、県、市町及び県民が協働して推進するものである。また、流域対策は、施設管理者が自らの負担で実施、維持管理することを基本とし、関係機関が協力して取り組むものとする。

県及び市町は、自らが所有する施設について、率先して貯留浸透機能の整備に取り組むとともに、補助金等、財源の確保に努める。

また、県及び市町は、市町や県民の取り組みを促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進める。

8-5 計画のフォローアップ

本計画に位置付ける取り組みは、策定（見直し）時点で関係者間の調整が整っているなど記述可能なものに限られており、総合治水を推進するためには、各主体が計画期間に推進する取り組みを今後も充実させていく必要がある。

このため、東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続し、国、県、市町及び県民は、協議会において、計画の進捗状況や効果及び問題点等を把握の上協議するとともに、県は協議会等の意見を踏まえて推進計画を適宜見直す。

8-6 普及啓発について

国、県及び市町は、総合治水の取り組みを推進するため、学校への出前講座や、各種イベント、催事にあわせた展示や紹介、広報誌の配布など、県民が総合治水の取り組みをより理解できる普及啓発に努める。

また、県民はこれらの取り組みに参加し、積極的に情報を収集するとともに、地域において普及啓発を行うことで、地域全体の防災意識の向上を図る。

9 モデル地区等における取り組み

総合治水の取り組みを推進していくためには、国、県、市町及び地域住民といった関係者が取り組みについて十分に理解するとともに、相互の連携が重要である。

このため、流域圏内の特徴的な地区をモデル地区として設定し、モデル地区における総合治水の具体的な取り組み事例やその効果等について情報発信を行い、推進協議会等を通じて関係者と情報の共有を図る等、総合治水にかかる取り組みへの理解を深めている。

本計画のモデル地区としては、加東市河高地区、西脇市黒田庄町福地地区、多可町加美区多田川流域を選定している。また、法華山谷川流域において、平成25年3月に「法華山谷川水系総合治水推進計画」を策定し、それに基づいた総合治水の取り組みを既に実施している。

モデル地区における取り組みの状況や課題等について推進協議会等を通じて情報発信を行うことで、総合治水の取り組みを流域圏全体に広げている。

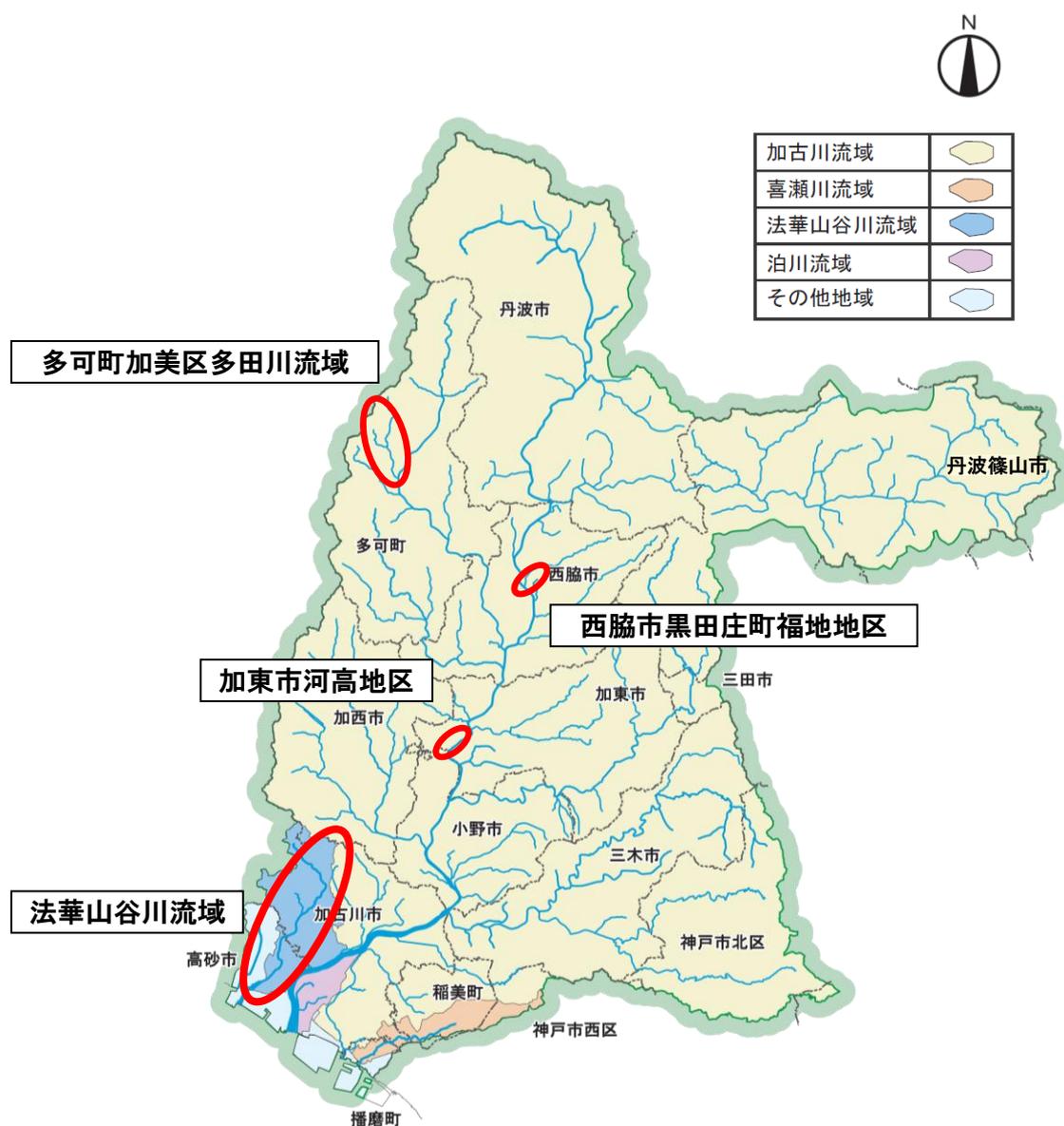


図 17 位置図

(1) 加東市河高地区

表 27 河川・下水道対策における今後の取り組み

対策	内容	主体	備考
河川対策	加古川本川において河床掘削等を実施する。	国	加古川水系河川整備計画（国管理区間）より抜粋。整備計画の計画期間は、平成 23 年より約 30 年間である。河川整備計画では社・河合地区（28.4～30.6k）に該当する。
安取樋門の整備及び適切な操作	日常の維持管理と出水時における適切な操作を行う。また、施設管理者は住民に操作方法を指導する。	県民、県民（施設管理者）	

表 28 流域対策における今後の取り組み

対策	内容	主体	備考
水田貯留	営農者の協力を得た上で、田んぼの落水口へのセキ板の設置による水田貯留に取り組むように普及活動を行う。	県、加東市、県民	
ため池の事前水位下げ等による雨水貯留機能の確保	ため池管理者は、大谷奥池、大谷中池、大谷口池、オヶ谷池において、大雨が予測される場合は、事前にため池の水位を低下させ、雨水を貯留する容量確保について検討する。	県民（ため池管理者）、	
ため池の治水活用に関する普及啓発	CATV の文字放送（台風毎）や文書での依頼（年 1 回）により、ため池管理者に適切な管理や事前放流の啓発を実施する。	加東市	

表 29 減災対策における今後の取り組み

対策	内容	主体
避難行動要支援者名簿及び台帳の作成	災害発生時に避難行動要支援者の速やかな避難ができるように、GIS と連動した名簿及び台帳の作成等に取り組み、避難行動要支援者の住居を特定する。	加東市、県民
避難方法の検討	マイ防災マップを活用し、避難方法を確認するとともに、地域で避難方法を共有する。	国、加東市 県民
訓練の実施	小中学校と自主防災組織が合同で防災訓練を実施する。 また、地域の防災マップを活用した防災訓練を実施する。	加東市、県民
内水排水ポンプ車の配備	浸水が予想される場合に、内水排水を行うためのポンプ車を配備する。	加東市
ハザードマップの更新・周知	内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。	加東市
浸水被害の発生に係る情報の伝達	今後も継続してかとう安心安全ネット（メール）により、防災情報の発信を行う。	加東市
浸水被害の軽減に関する学習	ひょうご防災リーダー講座を広報やホームページ等で案内し、防災リーダー講座の受講生の増員を図る。	加東市
指定避難所の整備	避難が効率的に進むように、指定避難所を整備するとともに、指定避難所へ低圧LPガス発電機を設置する。	加東市

(2) 西脇市黒田庄町福地地区

表 30 河川・下水道対策における今後の取り組み

対策	内容	主体
河川対策	加古川本川において河床掘削等を実施する。	県
福地南樋門等の適切な操作及び維持管理	適切な樋門操作ができるよう、施設の維持管理を行うとともに、操作方法の指導を行う。	県、西脇市

表 31 流域対策における今後の取り組み

対策	内容	主体
ため池の事前水位下げ等による雨水貯留機能の確保	事前放流、洪水吐の切り下げ改良等により、 ^{まさ} 政 ^{うえもん} 右エ門池等において、雨水貯留機能の確保を検討する。 西脇市は、台風の接近が予測される場合は、接近の72時間前に、西脇市上下水道部タイムラインを活用し、ため池管理者へ水位を下げるように依頼する。	県民（ため池管理者）、西脇市
水田貯留	営農者の協力を得た上で、田んぼの落水口へのセキ板の設置による水田貯留に取り組むように普及活動を行う。	県、西脇市、県民

表 32 減災対策における今後の取り組み

対策	内容	主体
避難行動要支援者の避難支援	災害発生時に避難行動要支援者の速やかな避難ができるように、近隣協力体制を構築する。	西脇市、県民
避難方法の検討	避難が効率的に進むように、指定避難所を明示する看板を設置する。	
訓練の実施	防災関係機関と連携して、大規模洪水等を想定した実践的な訓練を行う。	
建物等の耐水機能の確保	建て替えに合わせて、住宅敷地の嵩上げや遮水壁の設置など、耐水機能の確保に取り組むように啓発を行う。	西脇市、県民
タイムライン防災の実施	本地区及び周辺住民が、災害が想定される数日前から、災害発生後まで取るべき対応を、時間を追って整理した事前防災行動計画に基づきそなえる対策を継続して実施する。	西脇市
ハザードマップの更新・周知	内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。	西脇市
浸水被害の発生に係る情報の伝達	今後も継続して、にしわき防災ネット(メール)により、防災情報の発信を実施する。	西脇市
浸水被害の軽減に関する学習	ひょうご防災リーダー講座を広報やホームページ等で案内し、防災リーダー講座の受講生の増員を図る。	西脇市
避難方法の検討	避難判断・伝達マニュアルの見直しを随時実施する。	西脇市

(3) 多可町加美区多田川流域

表 33 流域対策における今後の取り組み

対策	内容	主体
水田貯留	営農者の協力を得た上で、水田の落水口に、新たに水田用水位調整器を設置するなど、水田貯留に取り組む。 また、畦畔漏水を防止し、田んぼダムをより効果的なものとするため、畔塗り機の共同利用について検討する。	県、多可町、 県民
ため池の事前水位下げ等による雨水貯留機能の確保	大雨が予測される場合は、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。	多可町、県民 (ため池管理者)
森林の整備及び保全	町全体で、森林の保全ならびに健全な森林整備を目指して、森林経営計画を策定し、施業の集約化、作業道の整備、高性能機械の導入に取り組んでいる。また、バイオマスエネルギーとして再利用するため木質バイオマス供給センターの設置や伐採した間伐材の搬出に対して費用の補助等を実施しており、間伐材の利用促進を図っている。これらの取り組みについて、多田川流域でも実施する。	県、多可町、 森林所有者

表 34 減災対策における今後の取り組み

対策	内容	主体
防災情報の早期伝達	地域住民の避難の助けとなる防災情報を迅速かつ確実に提供できるように、観測施設の設置ならびに、情報提供体制の充実に取り組む。	県、多可町
地域の防災マップの作成・更新	住民の防災意識の向上を図り、災害が発生する前に、迅速かつ安全に避難し、自ら身を守るように、防災マップを作成し、配布している。地域毎の避難方法や避難経路等を把握するため、地域の防災マップ作成に取り組む。また、土砂災害特別警戒区域など新たな警戒区域を追加し、ハザードマップを更新する。	多可町、県民
地区防災計画の作成	町全体で「自助」「共助」の醸成を図るため、全ての自主防災組織において、日頃からの災害への備えや災害時の行動や手順等をまとめた地区防災計画の作成に取り組む。多田地区でも地区防災計画の作成を実施する。	多可町、県民
訓練の実施	地域の防災マップや地区版防災計画を活用した防災訓練を実施する。	多可町、県民
防災の担い手となる人材確保	町では、県民が防災士資格を取得するように啓発活動を実施し、地域防災の担い手となる人材確保ならびに地区に複数の防災士を配置する。	多可町、県民
浸水被害の発生に係る情報の伝達	今後も継続して防災行政無線や「たかちょう防災ネット」(メール)により、防災情報を発信する。町内8か所の河川監視カメラ、5か所の雨量計の情報を今後も継続してホームページで公開していく。	多可町
浸水被害の軽減に関する学習	ひょうご防災リーダー講座や防災士養成講座の受講に対し、助成制度を構築することで地域防災の担い手を育成する。	多可町
避難方法の検討	避難判断・伝達マニュアルの適時見直しを実施する。	多可町

(4) 法華山谷川流域

表 35 河川・下水道対策における今後の取り組み

対策	内容	主体
河川対策	法華山谷川及び善念川において、築堤・引堤・河床掘削・橋梁・井堰の改修を実施する。	県
	間の川（※）において、流路改修、橋梁改築、樋門増設を実施する。	加古川市 高砂市
下水道対策	下水道（雨水）の雨水計画に基づいて、下水道の整備及び維持を推進する。	加古川市 高砂市

※) 間の川の対策は下水道事業で実施

表 36 流域対策における今後の取り組み

対策	内容	主体
水田貯留	水田貯留の啓発及びセキ板を配布している。	県 加古川市 高砂市
	水田にセキ板を設置し、雨水貯留浸透機能を確保する。	県民
ため池貯留	今後実施するため池改修に合わせ、洪水吐の切り下げ等について検討する。	県 加古川市
校庭・公園・駐車場での貯留・浸透	学校カリキュラムと連携した模型製作や校庭貯留を検討する。	県 加古川市 高砂市
ため池の事前放流	大雨に備えた事前放流の実施について、ため池管理者に通知するとともに、啓発を行う。	県 加古川市

表 37 減災対策における今後の取り組み

対策	内容	主体
建物への耐水機能の備え	自治会へ水防活動に必要な土のうの配布を実施している。	加古川市 高砂市
排水施設の設置	浸水被害軽減のため、リースポンプや仮設ポンプ等を設置する。	加古川市 高砂市
浸水状況を踏まえた土地利用	開発業者に対し、事業協議の中で雨水流出抑制や浸水被害を想定した造成高の整備等を要請している。	高砂市
防災・減災のための意識啓発	防災講演会や出前講座を開催し、地域住民への啓発を実施する。	県 加古川市 高砂市
洪水ハザードマップの更新・周知	既存のハザードマップを更新し、ホームページや出前講座等により周知を図る。	加古川市 高砂市
浸水被害の発生に係る情報の伝達	ひょうご防災ネットや緊急速報メール等を利用した気象情報、避難情報の配信の充実を図る。 魚橋水位計のカメラ画像をケーブルテレビにより公開している。	県 加古川市 高砂市
浸水被害の軽減に関する学習	防災の担い手を育成するため、出前講座を開催し、地域住民への啓発を実施する。	加古川市 高砂市
水防体制の強化、防災訓練の実施	消防団、自主防災会の方が参加する参加型水防訓練を実施する。 地域住民自らの手で地図に記載する「手作りハザードマップ」を作成する。	県 加古川市 高砂市 県民
	消防団へ救出・避難用ボートを配備する。	高砂市